

出席委員 関口委員長、山上副委員長
山田委員、柳田委員、横手委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 三橋健康福祉部長、高木保険年金課長
原田環境経済部長、大平産業振興課長、吉田副主幹、中島主査
大山環境課長、戸村副主幹、赤井副主幹、椎野主査、阿久津主任主事
西島農政課長（兼）農業委員会事務局長、渡辺副主幹、前田主査
畠山都市建設部長、勝又道路課長、栢沼技幹、彦坂副技幹、水村主事
富田下水道課長、山本副技幹、丹内主査
石黒都市計画課長、小林副技幹、岸主査
飯田まちづくり担当参事、鈴木倉見拠点づくり課長、廣田主任主事
飯尾都市整備課長、野地副主幹
徳江会計管理者（兼）会計課長、三枝主幹
伊藤選挙管理委員会事務局書記長（兼）総務課長、広田主査
磯崎監査委員事務局長、久保田主事

案 件

（付託議案）

1. 議案第58号 令和4年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第59号 令和4年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第60号 令和4年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第61号 令和4年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第62号 令和4年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和5年10月19日

午前9時00分 開会

【関口委員長】 それでは、皆さん、おはようございます。

3日目になりますが、ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。審議に入ります前に、昨日、健康福祉部の保険年金課の山田委員からの質問の中で、答弁を夕方いただいたんですが、その答弁に誤りがあったということで、訂正したい旨の、要は令和3年度から4年度の後期高齢者医療制度の保険料の差額、これの部分での報告いただいたんですけども、誤りがあったということなんで、改めて正式な形での報告をいただくのと併せて訂正をしたいと思いますので、報告いただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【関口委員長】 では、そのようにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、昨日、健康づくり課の審査後に報告をいただきました保険年金課の山田委員からの質問に対して答弁をいただきましたが、令和3年度から4年度の後期高齢者医療制度の保険料の差額、この内容に誤りがあったということなので、再度報告をいただいて訂正をとということでの答弁をいただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 皆さん、おはようございます。

ただいま、委員長からご説明いただいたように、昨日、特に時間をいただいて保険年金課長よりご説明をさせていただいたんですが、その内容に誤りがございました。貴重な時間を浪費してしまいまして大変申し訳ありませんが、正しい説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 昨日、後期高齢者医療制度の保険料の説明に誤りがありましたので、再度ご説明させていただき、訂正をお願いいたします。

後期高齢者の保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、法令に基づき2年ごとに見直しされております。現在、保険料率は令和4年、5年の料率となり、均等割が4万3,100円、所得割が8.78%でございます。前回の保険料は令和2年、3年の料率となりまして、均等割が4万3,800円、所得割が8.74%でございます。令和4年、5年の料率は、令和2年、3年の料率に対して、均等割がマイナス700円の減、所得割が0.04ポイントの増となっております。こちらの説明は、昨日と変更はございません。説明しました料率を基に、年金収入が300万円で他に収入がない場合の例を説明いたしましたが、そちらに一部訂正がございますので、再度ご説明申し上げます。

年金収入が300万円と他に収入がない場合の均等割額は、令和4年、5年の料率は、令和2年、令和3年の料率に対して700円の減となっております。所得割につきましては、年金収入300万円から公的年金控除110万円、基礎控除43万円を控除した額に4年、5年の料率8.78%を乗じた所得割額は、12万9,066円となり、令和2年、3年の料率8.74%を乗じた所得割は12万8,478円となり、差額は588円の増となります。

よって、均等割700円と所得割588円の増を足して、令和2年、3年の料率に対して、令和4年、5年の料率の保険料の事例の算定は、正しくは全体でマイナス112円の減少となりますので、訂正をお願いします。

説明は以上です。申し訳ございませんでした。

【関口委員長】 ただいま、高木保険年金課長から説明と訂正がございました。

山田委員、よろしいですか。

【山田委員】 はい。

【関口委員長】 他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【関口委員長】 それでは、そのような形で訂正をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

3日目の本日は、これから環境経済部の審査に入ってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。それではまず最初に、環境経済部産業振興課の審議に入りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 おはようございます。それでは、環境経済部が所管します3課の決算審査をよろしくお願ひいたします。

初めに、産業振興課の決算審査になります。説明につきましては大平産業振興課長が、また、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【関口委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 それでは、環境経済部産業振興課所管の令和4年度決算につきまして、ご説明させていただきます。決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、決算書は83から86ページ、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。勤労者福祉事務経費の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。

次に、負担金補助及び交付金は、湘南地域労働者福祉協議会への補助金でございます。なお、例年補助金を交付しておりましたメーデー湘南地区大会は、新型コロナウイルス感染防止により中止となり、湘南地区障がい者卓球大会への負担金につきましては、開催規模を縮小し、支出はございませんでした。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代でございます。昨年度は、技能功労者3名、優秀技能者3名、合計で6名の方を表彰させていただきました。負担金補助及び交付金の負担金でございますが、ハローワーク藤沢と藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市と連携協力し、毎年1月に開催しております湘南合同就職面接会の負担金3万2,000円で、ハローワーク藤沢管内の24企業が参加し、54名の求職者の参加がございました。

次に、補助金でございますが、タブレット資料13ページも併せてご覧ください。事業所に勤務し、新たに町内に住宅を取得した勤労者に対して、商品券を発行する事業となります。勤労者個人住宅取得奨励金は183件の交付決定をいたしました。

次に、勤労者教育資金利子補助金は、勤労者家庭の就学促進と教育費の軽減を図るため、教育資金の融資利子の一部について補助したもので、実績は3件でございます。貸付金につきましては勤労者福利資金預託金で、勤労者の生活安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託したもので、融資枠は3倍協調となっております。なお、4年度末における貸付件数の合計は29件となっております。

次に、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書45、46ページ、貸付金元利収入につきましては、勤労者向けの生活資金融資の貸付資金として、中央労働金庫に預託していた資金で貸付金の勤労者福利資金預託金へ充てております。

続きまして、決算書は87、88ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、タブレット資料は4ページでございます。職員給与費につきましては、部長を含めた職員10名分の人件費でございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は37、38ページ、市町村移譲事務交付金は、神奈川県から移譲を受けている事業に対する交付金で、給料に充てております。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。2目商工業振興費、商工業振興事務経費の旅費は職員の出張旅費でございます。

次に、タブレット資料6ページをご覧ください。商業振興事業費でございます。

まず、報償費につきましては、有料小売店舗の町長賞に伴う記念品購入代金でございます。

次に、負担金補助及び交付金につきましては、まず、負担金でございますが、成長意欲のある企業の発掘などを目的として、湘南産業振興財団が実施しております湘南ビジネスコンテストへの負担金2万5,000円でございます。

続いて、補助金でございますが、補助金等の説明資料14ページも併せてご覧ください。商工会補助金は、町商工業の総合的振興を図るため、寒川町商工会に対して補助を行ったものでございます。

この補助金は、例年地域活性化事業として、商工業振興や労務対策など、事業費に対する補助として交付しておりますが、令和4年度につきましては、町総合計画で位置づけておりますにぎわい交流創出ゾーンにおける新たなまちづくりに関する調査研究業務に係る調査事業費も併せて補助しております。

続きまして、商店街街路灯電灯料補助金でございますが、3商店会に対して、補助金を交付いたしました。

次に、商業振興と地域活性化を目的に事業を実施した寒川駅北口商店会、寒川町料理飲食業協会、表参道マルシェ実行委員会、寒川町商工会青年部に対する寒川町にぎわい創出支援事業補助金、次に、町内の個店への誘客を促進するために、商業協同組合が実施しているすいせんカード事業への補助金、町産業の総合的な振興を図るため、産業まつりの実行委員会の交付金、小規模事業者経営改善資金融資を利用した企業に対する利子補助金で実績は6件。

次に、中小企業退職金共済掛金補助金は、中小企業の振興と従業員の雇用安定及び福祉の向上のため、事業主が負担する退職金共済掛金の一部に対して補助を行ったもので、12社から35名分のご申請をいただきました。

次に、町内で創業を目指す方へ新たなビジネスの創出や、創業者を支援する環境を整備するため、創業融資に係る利子の一部を補助する創業者支援利子補助金で、実績は2件でございました。

最後に住宅リフォーム等建築工事推進助成金でございますが、住宅をリフォームした町民の負担軽減と地域経済の活性化を推進するため、住宅リフォーム等建築工事推進の助成を寒川町共通商品券で交付いたしました。

なお、実績といたしましては、令和4年度は77件となっており、対象工事費は9,409万5,154円でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は43、44ページ、まちづくり基金繰入金は、にぎわい創出支援事業、すいせんカード事業の事業費に充てております。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。

企業支援事業費の報償費でございますが、中小企業支援のために配置した3名の中小企業診断士に対する謝礼でございます。

次に、使用料及び賃借料につきましては、創業支援ツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるよう準備している市場情報評価ナビ、ミーナの使用料でございます。

次に、負担金補助及び交付金の負担金でございますが、東日本の工業都市の担当者の交流を通して、地域間企業ネットワークの推進を図り、地域経済の発展に寄与することを目的に加入しております。産業のまちネットワーク推進協議会の負担金3万円でございます。

続いて、補助金でございますが、補助金等の説明資料14ページも併せてご覧ください。

まず、エコミックガーデニング推進協議会に対する補助金でございます。町内企業への支援を行っている各機関と役割の共有化を図ることにより、地域経済の成長と企業が活動しやすい環境づくりを行うことを目的とし、補助金を交付しております。

次に、中小企業活性化事業補助金では、ISO等認証取得1社、展示会への出展やホームページの作成など販路拡大に係る事業費6社、事業経営上、有用な専門性の高い資格取得2社を対象といたしまして、合計で9社に対して交付いたしました。

次に、町の中小企業事業資金融資や中小企業施設整備資金特別融資、また、県の小規模事業資金融資の融資制度を利用し、神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助いたします中小企業信用保証料補助金で、実績は29件となっております。

次に、町の中小企業施設整備資金特別融資を利用した企業に対する利子補給として行った中小企業施設整備資金特別融資利子補助金で、実績は6件となっております。

また、最後に、令和2年度より新規に実施いたしました中小企業事業資金融資利子補給金につきましては30件に対しまして、補助を行っております。なお、不用額につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

次に、貸付金でございますが、町内4金融機関にお願いしております、中小企業施設整備資金特別融資及び中小企業事業資金融資の預託金を貸付けしたものでございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書45、46ページの中小企業融資資金貸付金元利収入につきましては、町内4金融機関へ融資資金として預託していた資金で、貸付金へ充てております。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。企業等立地促進事業費の負担金補助及び交付金は、企業立地促進条例に基づき、県の企業立地促進融資を利用した企業に対する企業立地促進融資利子補助金を予算計上しております。昨年度につきましては、企業立地に伴う新規社員の雇用に対する企業立地雇用奨励金の申請がなかったため、予算の執行はございませんでした。

次に、タブレット資料の9ページをご覧ください。補助金の説明書は、タブレット資料15ページも併せてご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。令和4年度につきましても、

新型コロナウイルス感染症により、町内事業者も大きな影響を受けました。こうしたことから、町では町内中小企業を対象に、新商品、新サービスの開発事業、市場拡大事業、魅力ある店舗づくり事業、デジタル化の取組に対する補助を30社、32件に対して行いました。

次に、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は33、34ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を本事業に充てております。

続きまして、タブレット資料10ページをご覧ください。3日観光費、観光事務経費でございますが、報償費は、町観光協会主催の写真コンクール表彰に伴う、町長賞としての記念品代で、旅費は、職員の出張に伴う普通旅費でございます。

需用費の光熱水費は、寒川北インター入り口に設置しております、案内看板に伴う電気使用料でございます。

最後に役務費は、寒川駅にございます、周辺案内図等の建物共済保険料でございます。

次に、タブレット資料は11ページ、観光振興事業費の需用費の消耗品費は、県内、県外で行っている観光誘客キャンペーン等の際に配布するノベルティ購入費でございます。負担金補助及び交付金の負担金でございますが、県観光協会へ3万円、県観光振興対策協議会へ7万円をそれぞれ交付いたしました。補助金の説明資料は、タブレット資料15ページも併せてご覧ください。

補助金は、町観光協会に対する補助金で、観光ウォークや冬のひまわり事業などを実施するための経費でございます。

なお、観光協会では、さむかわ神輿まつり事業や、寒川びっちょり祭の各実行委員会の事務局なども担っておりますが、コロナ禍という状況の中で、様々な事業の中止や変更がございました。

最後に、タブレット資料は12ページ、歳入決算の概要でございますが、決算書は43から48、諸収入、雑入の商工費雑入につきましては、令和3年度に補助金として交付いたしました、中小企業信用保証料の過年度還付になります。

産業振興課所管の令和4年度の決算についての説明は以上となります。

引き続き、寒川エコノミックガーデニング推進事業、令和4年度の取組についてご報告させていただきます。タブレット資料は17ページをご覧ください。

寒川エコノミックガーデニングにつきましては、経営支援、創業支援、エコノミックガーデニング推進協議会の運営を取組の柱として、推進しております。

タブレット資料の18ページをご覧ください。令和4年度の企業訪問等件数につきましては、企業訪問が360件、経営課題整理が179件、補助金申請等支援が37件となっており、販路拡大支援に伴うPRレポートの作成支援や、事業承継診断の実施及び相談支援等を行ってまいりました。

タブレット資料の19ページをご覧ください。若手経営者のコミュニティである寒川次世代経営者研究会の活動支援内容でございます。毎月1回行われる次世代経営者研究会では、各企業の事業計画の発表や意見交換、町内外の企業さんとの交流を行っております。また、地域交流事業として『「高座」のこころ。』実行委員会との連携で、企業紹介動画を作成いたしました。

タブレット資料20ページから22ページにつきましては、講座やセミナーの詳細となっておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、タブレット資料の23ページをご覧ください。エコミックガーデニング推進協議会についてでございます。エコミックガーデニング推進協議会は、国や県、町内金融機関のほか、日本政策金融公庫、寒川町工業協会、学識経験者等を構成団体とし、町内における意欲ある企業が活動しやすいビジネス環境をつくり、地域企業等の成長により地域経済の活性化を図るため、関係機関及び関係団体相互間の厳密な連携の下に、エコミックガーデニングを円滑に推進することを目的として取り組んでおります。

タブレット資料の24ページをご覧ください。令和4年度エコミックガーデニング推進協議会の運営内容でございますが、総会をはじめ、拡大ワーキンググループ会議、支援機関連携の活性化に向けた意見交換、また視察等も行っていました。

タブレット資料の25ページにつきましては、協議会のほうで実施いたしましたセミナー等の内容となっております。

最後になりますが、タブレット資料の26ページをご覧ください。

令和4年12月9日に、平塚信用金庫と寒川町が連携協定を締結いたしました。これまでもエコミックガーデニングの施策を展開する中で、平塚信用金庫との個別連携を実施し、実績も表れてきました。これをさらに発展するため、連携協定を締結したものです。

寒川エコミックガーデニング推進事業、令和4年度の取組についてのご報告は以上となります。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 それでは、産業振興課の説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。質疑のある方。

柳田委員。

【柳田委員】 2点お伺いします。1点目なんですけど、8ページの企業等立地促進事業費の部分で、不用額、今年も60万円ということで、昨年度も60万円だったと思うんですけど、この補助の目的として新施設の建設をして、町内の方から雇用を創出して初めて対象となって、町内企業の引き止めの対策だとか設備更新の補助を目的とされた予算だと思うんですけど、5年間見ていくと4年度がゼロ、3年度もゼロ、令和2年度予算の執行率からすると16%、令和元年度が執行率からすると51%、平成30年も58%で、もう毎年何か不用額が50%以上出てて、3年間で見ると0%、0%で16%で不用額の部分がかなり多いと思うんですけど、その中で今年申請がゼロ件だったので補助もゼロ件ということで、どのように評価しているのか。この単年度で見て、4年度と見てもどう評価しているのか、全体5年間見て、単年度で落とし込んでどう評価しているのかまず、お伺いします。

2点目なんですけど、7ページだとか6ページとか、起業支援事業費とか様々な補助メニューとかされている中で、個人的な意見になっちゃうんですけど、補助することで事業者が自立して稼ぐようになって、最終的には地域経済が循環していくというのが、補助していく意義なのかなというのは個人的に思うんですけど、その中で、統計さむかわとか資料を見ると、小売事業者数は平成14年が325店舗あったのが、平成28年には216店舗、100件以上事業者数が減っていて、財政から見っていくと決算カードが、例えば平成元年度が全体の町税の構成比でいえば22.8%で、16.5億円ぐらいあったんですよね、当時。

それが今、令和4年度、先ほど決算のこの資料に書いてあるのは8.1%で、7.6億円、半分ぐらいにも

税収的にも減っていますよと。その中で、企業支援の事業、全体を見てどのように評価されているのか。以上2点お伺いします。

【関口委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 企業立地促進事業費の執行がなかったことについてということについてまず、お答えさせていただきます。

こちらの予算につきましては、立地に伴って町民の方を雇用したときの補助金と、それから県の産業集積融資を利用したときの利子補助となっておりますけれども、委員おっしゃるとおり令和4年度は利用がございませんでした。

雇用促進につきましては、企業さんが生産の拡大はしても、なかなか雇用しなければ、新規に雇用しなければ対象にならないという形になっておりまして、その辺の周知については、企業さんのほうにしっかりとしていかなければいけないと思っていますし、やはり、うちのほうからいろいろ企業訪問とかもしておりますので、そういった際にこういう情報提供ということもしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 1点目の企業立地について、補足をさせていただきたいと思います。

今、不用額の話がございましたけども、実際の補助金の不用額については、おっしゃられたとおりの評価になるかと思いますが、実際に、企業立地というふうなことで雇用が生まれたりとか、実際、新たな事業所が寒川町に来たりとか、あとは設備投資がされたりとかというふうな視点で言いますと、令和4年度においては、3件の企業立地条例の適用企業がございました。さらに、令和2年度につきましては2件、令和元年度につきましても2件というふうなことで、補助金に対象要件を満たすような企業はございませんが、実際に企業が立地されて既存企業もございますが、設備投資等が行われて、持続的な活性化が行われているというふうなことで、数字上には見えない評価はさせていただいております。

2点目の部分につきましては、自立して、小売のほうですと減少の傾向があるというふうなことについてでございますが、実際に、やはり小売とか商業のほうにつきましては、実際の店舗数が減少していくなどというふうなことで、企業支援する担当としても、危惧しているところでございます。

実際には、昨年度も消費活動に関する調査なども行いながら、地域の方の消費活動をどのような形でやっているのかと調査させていただき、今年につきましては商業分野に関するところですけども、これまで製造業を中心にやってきた支援を商業まで、ちょっと幅広くさせていただきまして、今現状の調査ということで、法人でおおよそ商業の中でもサービス、小売、卸、飲食を含めて130から150ぐらいの企業を今現在訪問調査して、ローラーで現状の把握をさせていただいております。

調査の内容といたしましては、この間コロナの中で、企業経営がどういうふうな影響を及ぼしたのかと併せて、今後どのような形で事業を行っていきたいかみたいなことを中心に調査をさせていただきまして、その方針を、支援方針を本年度中にこちらとして方針を定め、個社支援というふうなことで、重点支援先みたいなことを確保していきたいなというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 1点目の企業立地促進事業のほうで、見えない効果があったと、数件あったとおっしゃられたと思うんですけど、それはこの事業費と関係ないと思うんですけど、その事業費って結局0円だと、使っていないわけじゃないですか。使っていないのに何で効果があるのかなという部分がちょっと分からないんですけど、その点で次年度以降も、もちろん毎年、改善、何かされているのはもちろん分かっているんですけど、その中でもやっぱりゼロ件、今年もゼロ件、去年もゼロ件、その前も執行率から見ると16%ぐらいでありというところで、次年度予算の考えていく上でも同じようなことを続けていくのか、何か変えていくのか。見えない効果とおっしゃられたと思うんですけど、その見えない効果がイコールこれなのか、ほかの部分も要因していると思うので、この予算、この企業立地促進事業費単体で見たときに、次年度以降どう改善されるのか、何かあればお伺いします。

2点目なんですけど、いろいろ取組をされている中で、この法人税の収入は物すごい大切な部分だと思いますし、そういった中でいろいろ試行錯誤していただけたらなと思います。2点目は、意見をお願いします。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 1点目の事業費がゼロに対する改善というふうな視点についてお答えさせていただきたいと思います。おっしゃられるとおり、実際、制度の目的として、こちらが期待している効果という部分ではおっしゃられるとおり、改善の余地があるのかなというふうなことは考えてございますので、その辺の状況も含めて踏まえて、ちょっと検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず、6ページの住宅リフォームの助成制度のところなんですけど、説明の中で77件で、対象工事費9,409万円ということでありましたけど、前年度と比べてどのような状況になっているのか。あと、リフォームの申請に対してどのような、リフォームした内容についても分かればお願いします。

あと次、9ページ、新型コロナウイルス感染症対策というところで、これに関して、想定よりも申請数が少なかったということなんですけど、これに関して何件あったのか、あとその要因について、少なかった要因についてお聞きします。

【関口委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 まず、リフォーム件数の前年度との比較というところで、令和3年度につきましてはご申請が105件、補助した金額としましては529万3,000円。令和4年度につきましては、77件で224万4,000円で、若干下がってきているところでございます。

リフォームの内容といたしましては、外壁の塗装ですとか、それから屋根の部分の塗装ですとか、そういう居住部分に関するところが対象となっているご申請になります。

大変申し訳ございません、ちょっと3点目をもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 9ページです。新型コロナウイルス感染症対策で、負担金、補助金があると思うんで

すけど、これが想定よりも申請件数が少なかったということですが、これについて要因のほうをお伺いします。

【関口委員長】 申請件数のほうは、大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 すみません、3点目のご質問なんですけれども、予算で想定していた申請の数より、実際のところが30社、32件というところで、想定よりは少なかったということになります。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、住宅リフォーム制度のところなんですけど、令和3年度よりもかなり減っていますけど、この年からですよ、10年に1回で5%の、上限が補助金の補助が6万円だったと思うんです。それが10年ごとにやるということで、商品券が3万円に下がったということもあると思うんですけど、その辺についての業者の方も、まずは利用者の方からのご意見とか、そういうものは何かあったのかどうかというのを伺います。

それと9ページのコロナ感染症対策のところなんですけど、見込みは少なかったということですが、これに関して申請者が少なかったということですが、申請したけど、対象にならなかったとか、そういうところもあるのか確認をします。

以上です。

【関口委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 まず1点目の、6万円から3万円に変更になったところのご意見なんですけれども、令和4年度から過去に助成を受けた方でも、10年を経過していれば対象とするということに変更した時点で3万円というふうに変更させていただいたんですけれども、当然多ければ多いほどいいのかなというところありますけれども、それに対して業者さんとかそういうところから、ご意見というのは特にございません。

2点目のコロナの関係なんですけれども、申請されて、却下ということについては、特にございません。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 住宅リフォーム制度のところなんですけど、特に業者さんとか利用者さんからご意見なかったということですが、実際に申請も減っているということですので、これに関しては10年に1回はやるというのはいいことかなと思うんですけど、やっぱり補助金のほう、少し増やしてでも続けていくほうが町内の業者さんにとっても、利用者さんにとってもいいのかと思うんです。また、いろいろご検討のほう、お願いしたいなと思います。

あとそれと9ページのコロナ感染症対策のところなんですけど、却下したものはなかったということですが、これに関しては分かりました。

以上です。

【関口委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 リフォームにつきましては、この助成がなければ、町内の事業者さんでの施

工してなかったというようなご意見もいただいておりますので、引き続き、この事業には取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。横手委員。

【横手委員】 幾つかあるんでお答えいただければと思うんですけども、先ほど、ほかの委員が言っていますけども、企業立地という部分で言うと、最近新たに企業を誘致するという活動は全然やってないのかな、どうなのかなというのをちょっとお聞かせいただきたいというのがあって、というのもご存じだと思いますけれども、熊本の寒川よりちょっとちっちゃいぐらいの規模のところ、セミコンダクタ・マニュファクチャリング・カンパニー、半導体の企業でとんでもない人口も増えているし、そこに企業も増えているということで、もともとご存じの方もいるかと思っておりますけども、九州はシリコンアイランドと言われているぐらいのところだから、熊本は妥当なのかなと思いつつも、そういったところに来る可能性、来ることもできるんだなということ。それによって町が発展すること、まだまだあるんだなという中で、企業誘致みたいなのところについて何か活動されたのかどうかというのをまず1点目、お聞かせください。

それから、エコノミックガーデニングはもう始まってから結構たちますよね。それで今ちょっとぼろっと言いますが、シリコンアイランドとかシリコンバレーとか、何か町の特徴になるような、このエコノミックガーデニングをやることによって出てきた答えから、何かシリコンバレーじゃないけども、何かそういうような特徴的な何かワードが生み出せてきているのか、要はそういう企業をつくり出せてきているのかということをお聞かせください。

それからあと、エコノミックガーデニングの資料を見させていただいて、タブレットだと18ページになるんですけど、創業者のところ、この4年間で平均20人ですよ。令和4年は29人が創業しましたよと言うけれども、具体的にその方たちが町の財政に、要は企業法人税であったり、それから固定資産税であったりというところで、どう貢献しているのか。それをちゃんと追っかけているのか、そこをお聞かせください。

それとあともう一つ、エコノミックガーデニングなんですけど、平塚信用金庫さんと包括連携協定を結んだことはいいことだと思います。お金はやっぱり絶対必要なので、ただ、例えば今度六本木というか、神谷町にできる麻布台ヒルズにベンチャーキャピタルが70社集まるらしいです。もちろん、寒川と六本木、神谷町、全然ものが違いますけども、ただ、そういう意味で言うとベンチャーキャピタル、いわゆる本当にある企業に対して、ここだということに対しては徹底的にどんとお金を投資するような企業体と組むようなことは考えられないのかということ。

それからもう一つ、確かに中小企業診断士の方たちは大変優秀な方かもしれませんが、僕、どうしてもよく分かってないのが、この方たちのいわゆる広告宣伝に関する部分、パブリシティ、広報、広告宣伝、販売促進といういわゆる広告代理店がやるような分野について、本当にそこをしっかりと伝えられて、失礼な話なんですけど、伝えられているのかなというところがあります。

というのも、みずほ銀行が今スタートアップ企業に対して融資するときに、実は広告宣伝をどういうふうにやっているかというところをすごくよく見ているらしいですよ。だから、そのところまで

やることによって、スタートアップ企業が要するに創業しやすい環境をつくる。要するにちょっと汚い言葉だけど、お金を引っ張りやすくなるように思うんですが、そこら辺のところまで考えて、皆さんが事業に取り組まれているのかということ、取り組まれたのかということについてお聞かせいただければと思います。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 まず、1点目の立地の誘致活動についてでございます。

かなりこの間、誘致というよりも立地のご相談ということについては、かなりの件数をいただいております。ご相談というふうなことでこちらとしては受け止めるんですけども、実際にその要望に応えられるだけの立地要件を満たす土地の環境がないというのが現状でございます。私どもとしましては、消極的な話に聞こえるかもしれませんが、流出防止を現状として条例ですとか、工場立地法の準則改定みたいなことをしながらやっけてはいるところなんですけども、種地さえあれば、寒川に行きたいという企業さんはいっぱいあるというのが現状でございます。

続いて、取組が進んで、特徴となるようなワードが生まれてきているのかということについてでございます。実際シリコンバレーの話が出ましたけれども、寒川町のEGの取組としましては、本当に8年が経過して小規模の製造業を中心にさせていただいている中で、さむかわ次世代経営者研究会というふうな自主活動が生まれたというふうなのが、まだ途中の経過でございますので、今後改めてその色が出せるような、これから、どういった製造業のカラーを出して行って、域外から要は顧客を獲得していくのかというふうなカラーづけをしていきたいというふうなところになっておりますので、よろしくお願いたします。

創業の部分についてでございます。実績として令和4年度ですと29件というふうなことで、過去の経過も含めてご紹介させていただいたところなんですけれども、税に関する評価というふうなことで、一つの課題として、実際、創業された方々が、その後、実際にどのような形で創業のセミナーとかで通じて接点を持ったりもするんですけども、その後のフォローが現状として薄い部分があったのが現状でございます。

これにつきましては、本年度、先ほど商業調査をさせていただいたというふうな形で、今経過としてございますけれども、創業者についても総じてフォローをしていくというふうなことで、今後対応していくというふうなことで、今取り組んでいるところでございます。

ベンチャーキャピタルの支援についてのお尋ねでございますが、今言われた創業の部分の実績について、いわゆるベンチャーと言われるような企業体の方々は、今の段階では、寒川の中ではないというふうな現状がございまして、そういった支援がしたいというふうな気持ちを寒川町としても持っております。そのために国、県も通じて支援できる体制を整えているところでございますので、その発掘というところをまずは寒川町としては、取り組むべきかなというふうなことで考えてございます。

最後に、コンシェルジュの広告、販促みたいなどころ、そういったものが伝えられるのかというふうなお尋ねでございます。当然、うちのほうの3名の診断士については、当然その販促、販路の拡大みたいなところについての知識は有してはございますが、今言われたような企業のノウハウについて、実際にどう対応するのかというようなことにつきましては、我々も実際に専門家として3名を雇用していま

すが、それだけで対応、全てが提案できるとは思っていませんので、そのスポットごとにそういった専門家をこちらのほうに招き入れて、支援していくというふうな形で対応してございますので、そういったことについても、知識を付与することができるというふうに考えてございます。

以上でございます。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。ありがとうございます。

まず、企業立地は相談はあるけど、なかなか条件が整わないということで、ということはチャンスを担当逃しているような気がします、本当にちょっと今聞いてびっくりする、チャンスを平気で逃し放しなのかなというところ。トップは何を考えているのか、トップに対して相談されたのか、そこら辺いわゆるトップの町の中での、上層部という言い方は変ですけど、執行部の中でこの件についてお話をされたのかどうかというのをちょっとお聞かせください。

それから、エコミックガーデニング、これからも毎月いろいろ考えていくということはそれはいいと思います。これについては、結構でございます。

それから、創業した企業の町への財政貢献が、フォローが薄かったので分かってないというものもどうなのかなというふうに思いますが、もう少ししっかりとフォローできるような環境をつくっていくべきだと思いますし、それ以上に、創業した方たちがちょっと次の質問ともつながってくるんですけど、いわゆる日本的に言っているスタートアップだ、ベンチャーだと言っているところとはちょっと違う創業の仕方なのかなというのは、ちょっと非常に残念だなというのが本音ですが、これが寒川町なのかと言いたくないんですが、そういう方たちが集まってきちゃうような感じだと、なかなか難しい、厳しいなというふうに思っています。

もっと夢と希望があるような企業をつくれる、ここからだったらつくれるというような形を本当はつくっていくべきだと思っております。ちょっとそこが残念かなというふうに思っていました。

それと、今、言いますけど、ベンチャーキャピタルとかコンサルタントファームみたいなところ、今のところ必要ないというのも残念だなというふうに思います。本来であれば、そういう企業とも包括連携を結んでやっていくことが、本当に創業支援であったりこのエコミックガーデニングの幅を広げていくと思いますので、少し今年度どう取り組んでいращやるかはまたいろいろ聞いていますが、そういうところもしっかりとやっていただければと思います。

これについては質問の答えは結構でございますので、それと、最後、みずほ銀行がベンチャーだったり、スタートアップにお金を出すときに、どういう宣伝計画を持っているかとかどういう販促計画を持っているかとかどういう広報計画を持っているか。要は分かりやすく言うとIR・インベスター・リレーション、投資家に対してどういう広報をやっていくとか、そういったところまで含めて見ている。それでお金を払うというところで、スポット的につけて言っていますが、もうちょっと具体的に教えてもらいますか。

要はどどこ系企業の方に、こういうことをやってもらっていますというのを聞かないと、ちょっと曖昧なまま終わっちゃうんで、そこだけよろしくお願いします。

【関口委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 1点目の企業立地の条件が整わないということで、トップには相談しているのかということなんですけれども、当然そういうご要望があって、担当として共有というところはしていますけれども、トップにまで全てに関してお話ししているということは、現状ございません。ただ、こういうご相談があったということの履歴とかにつきましては、全てちゃんと担当のほうで残してございます。

以上です。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 先ほど、実際に広報活動についての具体的な支援というふうなことでございますが、個別に販路拡大みたいなことについての支援等について行っておりますが、例えばこういった専門家を直接的に雇用してとか、民間の事業者をとかというふうな実績までは、今のところございませんが、そういう体制を整えていることは確かでございます。

以上でございます。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 そうですね。企業誘致の関係をもう1回ちょっと言わせてもらおうと、課題とかというレベルじゃなくて、問題として顕在化している以上はちょっともう少し共有化して、問題解決に対してどういうふうに取り組むのか、これは問題だと思うので課題じゃないと思うんですね。

問題は要はお金になるのに、お金にできてないところを少し考えないと、本当に10年たったらこれは笑い話でも何でもなくて、これが後で本当にボディブローレベルじゃなくて、もうとんでもない決めのパンチぐらいで効いてきちゃうと思うんです、本当に。だから、ちょっとそこら辺を少し問題として顕在化している以上は、問題を共有化して、どうやって解決していくべきかというところを全体で取り組むべきだと思いますけど、それについてちょっとまずご見解をお聞かせください。

それから、もう少し詳しく、要するに具体的に例えばこういう系列のこういうスキルを持った人を呼んで、こういうことを伝えているんですよ、教えているんですよというのがあるのかどうかというのを聞いているので、そのところをちょっとお聞かせいただけますか。

例えば、デジタルプロモーションについて物すごいプロで、その方にデジタルプロモーション、いろいろとやっちゃうと金かかっちゃうけど、グッズつくったら金かかっているけど、デジタルプロモーションだったらお金かかんないから、デジタルプロモーションのプロフェッショナルの方を呼んで、こういう形でデジタルプロモーションをやっていくと増えてくる。例えばサーチエンジンマーケティング、こういうのも含めてやっているんですよとか、そういうようなことのところをちょっと聞いたかったなと思っているので、あと例えば会社始まるときに、僕もちょっとこの間やったんですが、ロゴマークをつくる、スタートアップ、ロゴマークをつくったりするだけですがすごく変わってくるんですよ。企業体として、ていをつくっていくところから、形から入る人たちもいるので、例えばそういうところについて、こういうメッセージ性を持って、理念を持ってこういうマーク化させるんですよとかというようにやってくれるデザイナーさんと呼んで、話をしているんですよとかというのはあるんですかと聞いているので、それはどうなんでしょうということなんです。

【関口委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 1点目の件につきまして、お答えさせていただきます。

誘致する場所がないといったところに対しての問題意識が担当として薄かったということは、委員おっしゃるとおりだと思っております。どのような体制で今後検討していくかということも含めまして、しっかり検討してまいりたいというふうに思います。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 具体的なプロモーションに対する支援というふうなことでございます。

実際にこの取組を進めている中で、具体的には、SNSに関する広告ですとか、小さなお話ですと社のロゴのお話、あとは新商品開発されたときのパッケージに対する支援を専門家を呼んで、支援をしたというような経過がございます。

以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、何点かお伺いしたいんですが、エコノミックガーデニング推進事業の創業支援で創業に至った件は、29社あったところですが、その29社をいろいろなお話を伺っているかと思うんですが、何か要望等、多くあったものというのは何かあったでしょうか。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 今、29件の創業に関してでございますが、実際に要望ということで、要望というよりも実際のお悩み事として回答させていただきたいと思いますが、実際に創業するに当たっての資金、開店資金の話ですとか登録に当たっての手續についてが多く、こちらとして声を聞いてございます。

以上でございます。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 吉田副主幹も建設経済常任委員会の視察のほうで一緒に行かれていると思うんですが、その中で、資金繰りや金融機関だけではなくて、企業を巻き込んでいくということですよ。そういうところが融資をしていくというところがあると思うんです。そういったところというのは、今後、考えていくことはありますでしょうか。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 先ほど、横手委員さんのお話にも通ずるところはあるかと思うんですけれども、現状いただいている相談とか創業支援先というのが、業種としましては建設、建築、サービス、飲食、介護、理美容、小売、イベント事業とかというふうなことで、割と小規模な相談を受けているのが現状でございます。

今言われたように、投資とかというふうなことになるのと、ある程度もうちょっと大きい市場でというふうなことで、活躍されるような企業さんというところを想定して考えたときに、我々としてもまずその投資の面に関する事、併せて商品、プロダクト等の技術開発に関する事とかというふうな支援が想定されてくるかなというふうに考えてございまして、その環境整備については、町としても考えていきたいなというふうに考えてございます。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 お金の問題については、行く行くそういった形でやっていただければと思うんですが、ご存じのとおり建設経済常任委員会のほうでは、スタートアップをテーマとしてやらせていただいております、そういった中でいろいろないわゆるプレイス、場所ですよね。そういったところを必要ではないかなと思っています。

このエコノミックガーデニングの関係で、要は事務所等を借りるに当たって不動産屋さんの紹介みたいなものやっているような気がしたんですが、それだとやっぱり自分たちで探さなきゃいけないというところがあって、ちょっと不親切かなというところがあって、やはりステージをつくってあげることが非常に大事じゃないかなと、自分は要は視察をして思いました。そういったところを今後考えていただけたら、ありがたいなと思いますので。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 ありがとうございます。実際に私も視察に同行させていただきながら、スタートアップについては環境整備、要はフォローする環境というのがすごく大事だなということを感じさせていただきました。

実際にそういった中で横のつながりですとか、大きな企業さんへのつながりというのを新たに結びつけていくというふうなことで、ステップアップする機会として、その環境整備というのは一つの大きな手法だなというふうに感じるところでございますので、今後も、研究のほうを重ねていきたいというふうに感じてございますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 それでは、以上をもちまして、産業振興課の質疑を終結いたします。ご苦勞さまでした。

暫時休憩をいたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、ここから環境経済部環境課の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 続きまして、環境課の決算審査をよろしく願いいたします。

説明につきましては大山環境課長が、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 それでは、環境課の令和4年度決算につきまして、ご説明させていただきます。

決算書の歳入につきましては、29ページから48ページ、歳出につきましては、59ページから62ページ及び81ページから84ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、12目環境保全対策費及び4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、2目塵芥処理費、3目し尿処理費、4目美化センター費でございます。説明に当たりましては、タブレット資料020環境課、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

決算書は59ページからの2款総務費、1項総務管理費、12目、環境保全対策費でございます。

それでは、タブレット資料の2ページをご覧ください。1、自然環境保全の推進事業費の1、自然共生推進事業費につきましては、自然環境の保全のため、環境団体との協働等により、環境学習の機会を提供し、意識の向上と環境活動の推進を図るものでございます。委託料につきましては、相模川美化キャンペーンのごみ運搬委託料、負担金補助及び交付金につきましては、寒川環境町民会議、エコネットへの交付金でございまして、河川の清掃活動やさむかわ中央公園のビオトープの維持管理等、環境保全に寄与する活動を積極的に実施していただいております。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

タブレット資料の3ページをご覧ください。1、自然環境保全の推進事業費の2、公害防止対策事業費につきましては、町の環境の状況を継続的に把握し、事業所対策等に活用するためのものでございます。委託料は、水質検査委託料でございます。小出川の2地点と、目久尻川、一之宮第2排水路の4つの地点で調査を実施したものでございます。

タブレット資料の4ページをご覧ください。1、自然環境保全の推進事業費の3、有害鳥獣等対策事業費でございます。需用費は、ハチの駆除スプレーや有害鳥獣捕獲のための箱わなの購入費、委託料は、有害鳥獣及びスズメバチの駆除等の委託料で、有害鳥獣の駆除件数につきましては48件で、内訳といたしましては、アライグマが33頭、その他ハクビシンなどが15頭でございます。スズメバチの駆除件数につきましては84件、巣の確認が14件でございます。

下表をご覧ください。有害鳥獣対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号1は、決算書の35から38ページ、財政課が所管いたします市町村事業推進交付金の一部を有害鳥獣駆除事業に対する消耗品及び委託料などに充てております。

タブレット資料の5ページをご覧ください。1、自然環境保全の推進事業費の4、環境衛生事務経費につきましては、環境保全担当事業全般の事務経費でございます。報酬につきましては、環境審議会の委員報酬で、書面会議を含め3回開催し、環境報告書の内容についてご審議いただきました。旅費は、職員の普通旅費及び環境審議会委員の費用弁償、役務費は、振動レベル計検定料と騒音振動レベル計用レベルレコーダーの検定料、負担金補助及び交付金は、桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。

タブレット資料の6ページをご覧ください。1、自然環境保全の推進事業費の5、地球温暖化防止対策推進事業費につきましては、温暖化防止、クリーンエネルギーの普及啓発を行うものでございます。需用費の消耗品は、グリーンカーテン用の有機培養土の購入費、負担金補助及び交付金は、脱炭素化に資する再エネ・省エネ設備等の導入に係るゼロカーボン推進対策設備等導入補助金でございます。

タブレット資料の7ページをご覧ください。2、動物共生の推進事業費の1、動物対策事業費につきましては、犬の登録や狂犬病予防注射の推進、猫の不妊去勢手術費の助成などを通して、動物と共生できる社会を目指すものでございます。報酬につきましては、犬の登録及び狂犬病予防集注時の会計年度任用職員の報酬、報償費は、愛犬のしつけ教室の講師謝礼、旅費は職員の普通旅費、需用費は、狂犬病注射済み票などの消耗品、役務費は、狂犬病予防集注開催通知等の郵送料、委託料は、動物愛護法の改正に伴うマイクロチップ装着義務に対応する犬の登録管理システムの改修作業、犬の登録、注射促進協力事業及び担当職員の破傷風予防注射の委託料で、使用料及び賃借料は、犬の登録システムの

リース代で、令和4年度末時点の町内の犬の登録数は2,768頭で、前年度から27頭の減でございます。

負担金補助及び交付金は、猫の不妊去勢手術費の補助金で、雄が40匹、雌が40匹に補助金を交付いたしました。また、TNRや子猫の里親探し等の動物保護活動を行うボランティア団体へ補助金を交付し、不幸な猫を増やさない取組を推進いたしました。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください。動物対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書29から32ページ、犬の登録時や狂犬病の注射済み票の発行の際にいただく犬の登録手数料は、会計年度任用職員の報酬などに充てております。

歳入番号2、決算書43、44ページ、まちづくり基金繰入金における寒川キヤットプロジェクトのクラウドファンディングから、猫の不妊去勢手術費助成事業補助金や、飼い主のいない猫の保護活動を行う団体への補助金に充てております。

タブレット資料の8ページをご覧ください。4、地域美化の推進事業費の1、地域美化活動推進事業費につきましては、町民の皆様の美化意識の向上と、ごみのないまちづくりを目指すものでございます。需用費につきましては、まちぐるみ美化運動などで使用のごみ袋や、犬のふん放置禁止の啓発看板の購入費、環境美化啓発ポスターの印刷代で、ポスターについては、公共施設、店舗、事業所等へ配布し、掲示していただき、啓発に努めました。役務費は、役場、総合図書館駐車場出入口に設置しております3面啓発塔の保険料、委託料は、まちぐるみ美化運動や、環境美化活動のごみの収集運搬委託料でございます。なお、自主的な環境美化活動につきましては、18団体が69回実施し、延べ1,787人の方々にご参加いただき、23.81トンのごみを回収いたしました。

下表をご覧ください。地域美化活動推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書29から32ページ、犬の登録時や狂犬病の注射済み票の発行の際にいただく犬の登録等手数料の一部を犬のふんの放置禁止看板の購入費に充てております。

続きまして、決算書は81ページからの4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費でございます。タブレット資料の9ページをご覧ください。職員給与費につきましては、環境課、資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンターの職員11名分の人件費でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号1及び2、決算書は43から46ページ、美化センター並びに広域リサイクルセンター管理運営に関する茅ヶ崎市からの負担金は、その一部をそれぞれの職員給与費に充てております。

タブレット資料の10ページをご覧ください。3、資源循環の推進事業費の1、清掃総務事務経費につきましては、資源廃棄物担当事業全般の事務経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費につきましては、寒川駅北口公衆トイレの電気代、水道代などの光熱水費、役務費につきましては、寒川駅前公衆トイレの建物共済の任意保険料、委託料につきましては、日常の清掃委託で清潔なトイレの維持管理に努めております。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県町村清掃行政協議会負担金と、大気汚染負荷量賦課金でございます。

タブレット資料の11ページをご覧ください。1、資源循環の推進事業費の1、ごみ資源物収集処理経費につきましては、主に家庭から排出される廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分に至るまでの適

正処理を行う経費でございます。

需用費につきましては、蛍光灯分別収集用段ボールの購入費等の消耗品、ごみ分別収集日程表の印刷代、役務費につきましては、臨時ごみ用証紙売払手数料、委託料は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬委託、紫竹等の収集運搬委託、焼却灰の運搬処分、資源化处理委託、茅ヶ崎市への可燃ごみ等の処理委託料等でございます。なお、ごみ資源物の排出量につきましては、タブレット資料の19ページに一覧表にして記載してございます。工事請負費は、美化センター鉄骨倉庫解体工事、負担金補助及び交付金は、鹿嶋市への一般廃棄物搬入に伴う環境保全協力金、茅ヶ崎市環境事業センター広域粗大ごみ処理施設の建設負担金でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください。ごみ資源物収集処理経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の29から32ページ、清掃手数料の中の廃棄物処理業許可申請手数料は、可燃ごみ等の収集運搬委託料に充てております。

歳入番号2、決算書の29から32ページ、諸証明手数料は、可燃ごみ等収集運搬委託料に充てております。

歳入番号3、決算書の29から34ページ、塵芥処理手数料は、可燃ごみ等収集運搬委託料及び臨時ごみ収集運搬委託料に充てております。

歳入番号4、決算書35から40ページ、市町村自治基盤強化総合補助金の一部を広域粗大ごみ処理施設建設負担金に充てております。

歳入番号5、決算書の41から42ページ、物品売払収入の中の指定収集袋売払収入の一部を可燃ごみ等収集運搬委託料に充てております。

歳入番号6、決算書の43から46ページ、衛生費雑入のうち、広告掲載料は、ごみ分別収集日程表及び指定収集袋の広告収入でございます。日程表の印刷製本費及び可燃ごみ等収集運搬委託料に充てております。

タブレット資料の12ページをご覧ください。資源循環推進事業費の2、ごみ減量化・資源化推進事業費につきましては、ごみの減量化等の推進及び資源物の適正回収を目的に、自治会や衛生指導員さんのご協力により分別収集、資源化、リサイクルを推進する事業でございます。報償費につきましては、各自治会への資源物分別の報奨金と衛生指導員188名の謝礼及び13名で構成する廃棄物減量化等推進協議会の謝礼などで、需用費につきましては、ごみ回収用の指定収集袋の作成費、生ごみ処理機キエーロの購入費、役務費につきましては、指定収集袋販売店への代金請求の郵送料、収集袋代金の口座振替手数料及び衛生指導員の活動保険料、委託料につきましては、公共施設からの剪定枝の資源化委託、指定収集袋を販売する店舗までの配布委託、ごみ質分析の委託、使用料及び賃借料につきましては、購入した指定収集袋を保管しておくための倉庫の借上料でございます。

下表をご覧ください。ごみ減量化資源化推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、2及び3につきましては、決算書の41から44ページ、物品売払収入のうち指定収集袋売払収入、環境課扱い分資源物売払収入、生ごみ処理機売払収入でございます。歳入番号1は、指定収集袋作成費に充て、残額は別事業の可燃ごみ収集運搬委託に充てております。

歳入番号2は、資源物、分別自治会報償金等の報償費に充て、歳入番号3につきましては、生ごみ処

理機キエーロの購入費に充てております。

タブレット資料の13ページをご覧ください。1、資源循環推進事業費の3、広域リサイクルセンター管理運営経費につきましては、平成24年4月から稼働いたしました寒川広域リサイクルセンターを管理運営するための経費でございます。広域リサイクルセンターにつきましては、稼働時から民間のノウハウを活用した効率的、効果的な管理運営の検討を茅ヶ崎市と進め、資源物の受け入れ、選別や物資の調達、施設の運転業務、機器類の維持管理等を包括的に業務委託することとし、平成26年7月から令和14年3月まで17年9か月にわたる長期包括運営責任業務委託を導入し、円滑に運営が行われております。

報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員3名への謝礼、旅費は職員の普通旅費、需用費は事務用品及び緑地花壇の花の苗等の購入費、公用車のガソリン代と車検代、役務費は車検時の印紙代、車両の保険料、建物の火災保険料、委託料は長期包括運営責任業務委託料及びプラスチック製容器包装に混入している不適物を除去する能力を向上させるための委託料でございます。負担金補助及び交付金は、公益財団法人日本容器リサイクル協会への分別基準適合物の再商品化に関わる市町村負担金と資源物売却収入等について、搬入割合により案分する茅ヶ崎市への負担金でございます。公課費は、公用車の重量税でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。なお、リサイクルセンターへの資源物搬入排出量の内訳につきましては、タブレット資料の21ページに記載してございます。

下表をご覧ください。広域リサイクルセンター管理運営経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の41から44ページ、リサイクルセンター資源物売払収入は、委託料の長期包括運営責任業務委託及び資源物拠出金分担金に充てております。

歳入番号2、決算書の43から46ページ、再商品合理化拠出金等配分金は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から、分配されるペットボトル等の有償拠出金等ございまして、搬入割合により、茅ヶ崎市と案分するものでございます。委託料の長期包括運営責任業務委託及び資源物拠出金分担金に充てております。なお、寒川町分の資源物全体の売払実績につきましては、タブレット資料の20ページに記載してございます。

歳入番号3、決算書の43から46ページ、広域リサイクルセンター管理運営経費負担金は、リサイクルセンターの管理運営に関わる経費について、搬入割合等に応じて茅ヶ崎市より負担されるもので、前段で説明しました資源物拠出金分担金以外の科目に、おおむね搬入割合により案分して充てております。

歳入番号4、決算書35から40ページ、市町村自治基盤強化総合補助金の一部で、プラスチック製容器包装ラインの選別能力向上委託料に充てております。

続きまして、3目し尿処理費でございます。タブレット資料の14ページをご覧ください。1、資源循環の推進事業費の1、し尿処理事務経費につきましては、し尿の汲み取り、運搬及び処理手数料の徴収等に関する経費でございます。需用費につきましては、し尿処理券を庁内印刷するための用紙代、し尿処理清掃手数料の納入通知書用封筒などの印刷代、役務費はその発送に伴う郵送料や口座振替手数料、委託料は一般家庭及び事業所等から美化センターへのし尿の収集運搬委託でございます。

下表をご覧ください。し尿処理事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、2、決算書の31から32ページ、し尿処理手数料及び滞納繰越分は、し尿処理運搬委託料に充てております。

続きまして、4目美化センター費でございます。タブレット資料の15ページをご覧ください。1、資源循環推進事業費の1、し尿処理施設運営経費につきましては、美化センターの維持管理経費や、寒川町及び茅ヶ崎市から施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費などの経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会の委員報酬、需用費につきましては、中間処理に使用します高分子凝集剤、次亜塩素酸ソーダ等の各種薬品、試験用及び作業用品等の購入費、公用車や高圧洗浄機の燃料代、トラックスケールの計量票印刷代、施設の電気、水道、ガス、下水道の光熱水費、公用車の車検代。役務費は、電話料、トラックスケールの検定料、建物保険料等で、委託料は、各種施設管理に伴う業務委託や各種分析委託、脱水汚泥を堆肥化する脱水汚泥運搬処理業務委託等でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピー等複合機の借上料でございます。公課費は、公用車の重量税でございます。不用額につきましては、備考欄の記載のとおりです。なお、美化センター搬入量の内訳につきましては、タブレット資料の22ページに記載してございます。

下表をご覧ください。し尿処理施設運営経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の43から46ページ、美化センター管理費に関わる負担金は、美化センターの管理運営に関わる経費について、し尿及び浄化槽汚泥等の搬入割合等に応じて茅ヶ崎市より負担されるものでございまして、職員給与費の充当分以外は、各科目におおむね搬入割合により案分して充てております。

タブレット資料の16ページをご覧ください。1、資源循環推進事業費の2、公共施設再編計画実施事業費につきましては、美化センターの設備、機器等の整備工事等ございまして、安全で安定した美化センターの運営のため、計画的に実施しているものでございます。需用費につきましては、緊急的な3件の修繕、工事請負費につきましては計画的な整備工事ございまして、スクリューポンプ等整備工事など5件の工事を実施いたしました。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください。公共施設再編計画実施事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の43から46ページ、美化センター管理費に関わる負担金は、先ほどご説明いたしました、茅ヶ崎からの管理運営に関わる負担金で、歳入番号2、決算書の35から40ページ、市町村自治基盤総合補助金の一部で、それぞれ修繕料と工事費に充てております。

続きまして、歳入の一般財源分等についてご説明させていただきます。タブレット資料は17ページ、決算書の29、30ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料、3目の衛生使用料、2節清掃使用料の行政財産使用料につきましては、リサイクルセンター及び美化センターの通勤車両駐車場代等でございます。

決算書の35から38ページ、15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の県大気汚染、常時監視測定網交付金につきましては、県が町役場に設置しております大気汚染に関わる常時監視測定器の電気代相当分を負担しており、財産管理課の庁舎等維持管理経費の光熱水費に充てております。

決算書の41から44ページ、16款財産収入、2項財産売払収入、1目1節物品売払収入の公有財産売払収入につきましては、美化センター所有の平成10年式ダンプの売却収入でございます。

決算書の43から48ページ、20款諸収入、4項1目7節雑入の原子力発電所事故に伴う賠償金につきましては、脱水汚泥の堆肥化の可否を判断するため実施している美化センター脱水汚泥放射性物質検査業

務委託料を東京電力が負担するものでございます。

以上で、環境課所管の令和4年度決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【関口委員長】 ただいま、環境課の説明が終わりました。

これより質疑に入ってまいります。質疑のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、1点お伺いします。6ページの地球温暖化対策のところなんですけど、これに関して補助金、交付金、負担金ありますけど、これは450万ということで使ったということですけど、これに関してもう少し詳しい内容をお願いします。

【関口委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 そうしましたらその補助金の、ゼロカーボン補助金の内訳についてご説明させていただきます。太陽光発電設備は38件、そのうちネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、いわゆるZEHが1件、エネファームが4件、蓄電池が26件、電気自動車が17件、プラグインハイブリッド自動車が4件。やはり昨今の電気代の高騰を受けてだと思いますが、太陽光発電と蓄電池の申請が多くなっているという状況でございます。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 詳しい説明、ありがとうございました。たしかこれ1件当たり5万円だったかなと思います。これね、実はたしかこのときは補正か何か組んだんでしたっけ。たしか増えてかと思えますけど、今後確かにこの再エネ関係は特に需要がまだあるかなと思うんですけど、今後についてどういう考えがあるのか、お願いします。

【関口委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 やはり環境課としても、ここの脱炭素、カーボンニュートラルについては、しっかり町民の方にPRして取り組んでいただきたいと思いますので、次年度についても広く、いろんな車も、電気自動車だけじゃなくいろんな車も出てくると思いますので、対象も増やしながら拡大していければというふうに考えております。

【関口委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 ごみの11ページの収集、それから、資源物の収集処理のことなんですけども、何もこの金額がどうこうとかというんじゃなくて、これから、今の現状を考えるともちろん収集方法も変わって、当然お金も増えている。それは僕はいいいと思っているんです。

だけど、問題は人、要は直営とかでやっているところだったらいいんですけど、若い子がいるからいいですけど、これ多分どんどんどんどん若い子、なかなか今ご存じ、SNSが普通にはやっちゃってて、SNSなんかで、こういう仕事に対して拒絶反応を平気で示すような投稿とかがあって、それがシェアされちゃっているんですよ。

すごい残念な話なんですけど、そうなってくると本当に10年後維持できるのか、それからこの先、多分戸別収集なんていうことを言うてくる人がいっぱいいると思うんですよ。高齢化が進めばそれは戸別

収集の時代にせざるを得ないと思っているんです、本音言うと。だけど、それを集めてくれる人とかがいなかったら全然できるもんじゃなくて、夢のまた夢になっちゃうんですが、いわゆる委託先に対して、行政として何か対策とか一緒に考えていることとかあってあるんでしょうか。

【関口委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 やっぱりごみの問題については、人が生活していく上で切っては切り離せないという部分で、委託業者であるものの、町の職員というつもりで仕事をしなさいよということで、寒川の委託業者、そういう指導を受けてやっているということでも感謝を本当にしております。

先ほども戸別収集のお話ありましたが、やはり戸別収集をして一部委託に出している自治体では、やっぱりその収集が苛酷なゆえに、なかなか人が集まらないという話も聞いております。幸いうちのほうに関しては、まだ戸別収集していないという中で、やっぱり募集をすれば何とか今のところ集まるというふうに聞いておりますが、将来的には確かに厳しいときが来るのかなというふうに思っています。

収集業者とは、月1回定期的なミーティング以上に、ちょこちょこ情報共有をしながら、いろんな課題についても話し合っ、置場の課題、荒れているところの置場の対策等についてもしっかり話し合いながら、いろんな情報共有をしながら進めておりますので、人に関しても、今後困ったというような話があれば一緒に何かしっかり考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 考えていきたいと思っています。そうですね、確かにそうなんだけど、もう実は結構、僕はよく使う言葉だけど、課題じゃなくて問題として顕在化している部分があるんじゃないかなと思っていますよ、正直なところ。だから、本当にどうするのか、具体的にその町の職員だという思いでやってくださっているんだしたら、こっちももう仲間という意識をちゃんと持って、例えばその報奨制度じゃないですけど、何らかのインセンティブをちゃんと与えていくような形をとっていきべきだと思っうんで、そこを要はその仕事に誇りが持てる、誇りを持ってやってくれていますよ、本当に皆さん、会社の方たち。

だけど、もっと持てるような何かを一緒になって考えてあげるのが、やっぱり行政の役割だと思うんですけど、ちょっとごめんなさい、今のままで若干他人事に聞こえてならないんですね。もっと自分事にしていただきたい、自分事になっているんですけど、特に大山課長なんかしていらっしゃると思うんですが、どうもそのところがなかなか強く、深く入り込んだ言葉で言えないというのは分かるんですけども、僕はもうそういうところはもうしっかりとやっぱりその奉りながらしっかりと彼らに敬意を表しながらやっていきべきだと思いますけど、そこはどういうふうにお考えですか。

【関口委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 奉りながら、敬意を表しながらという部分ですけども、やはり本当に感謝しているという部分で、今の委託業者については2名、黄綬褒章を受けている職員がいます。こちらについても、町のほうでまず推薦をさせていただいて、ぜひとも表彰を受けてほしいという部分で、やっぱりそういう受けましたというのが広報に出たり、タウンニュースで出してもらったり、そういう部分でやっぱりこういう仕事でもしっかり頑張っていけば、こうやって認められて、皆さんからたたえられるんだ

なというところをうちのほうとしても一緒になって、業者と一緒に進めていきたいと思います。

若い人にもそういう仕事にも興味持って、積極的に、一緒に仲間としてやっていけるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。とにかく若い方たち、ちゃんと集めていただくようにしっかりと方策をとっていただきたいということ。それから、今いる方たちをしっかりと守っていくような形をとっていただきたいということを要望としてお伝えしておきますので、本当に敬われる仕事だと思しますので、そののところをしっかりとみんなでも共有しながら業務を進めていっていただきたいと思いますが、要望として受け取っていただければと思います。よろしくをお願いします。

【関口委員長】 他にございますか。よろしいですか。

山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、ちょっと1件お伺いしたいと思います。ゼロカーボン推進対策に関する取組で、例えば公用車の購入に関して、財産管理課との連携というのはどのような形になっていますでしょうか。

【関口委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 公用車に関しては、今、電気自動車とかじゃなくて低公害車の購入ということで、環境基本計画の中にもうたっておりまして、新しい車を買えば大体低公害車になっていくんですけども、まだまだ電気自動車に切り替えていくところまではできていないという状況で、それなりの充電設備も、公用車を電気に変えていくということになるとそろえていかなきゃいけないということもあって、少しずつできるところから始めていきたいということで、財産管理課とは話をしております。

以上です。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 ぜひとも低公害車、または電気自動車というところで、町のほうがリーダーシップをとっていただいて、町民にアピールしていただけたらありがたいなと思います。やはりゼロカーボンを進めるに当たって、役場がリーダーシップをとっていかなきゃいけないという部分があると思いますので、ぜひともそこは進めていただきたいと思います。

【関口委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 環境課としても、そのように思っておりますので、関係課と調整を図っていきたいと思います。ありがとうございます。

【関口委員長】 それでは、以上をもちまして、環境経済部環境課の審議を終了したいと思います。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、ここからは、環境経済部農政課の審議に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願

いたします。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 環境経済部、最後の農政課の決算審議をよろしく願いいたします。

説明につきましては、西島農政課長が、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 それでは、農政課所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料を基にご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は85、86ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、農政課職員4人分の給与、職員手当は共済費でございます。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。農業総務事務経費は、農業の健全な発展、農業総務事業の充実を図るための経費でございます。旅費は職員の普通旅費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、ウェブ会議等の形で開催されたため、支出はございませんでした。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業会議への負担金でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。決算書は87、88ページになります。農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展、農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費は職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県森林協会会費及び湘南梨品評会への負担金でございます。不用額については、さがみ都市農業保全対策協議会の負担金がなくなったためでございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の技術及び品質の向上など、農業振興を図るための取組支援事業でございます。報償費は、農産物品評会及び農産物の立毛共進会における賞品代等でございます。需用費の消耗品は、家庭菜園を町内4地区に開設し、179区画の貸出しを行うもので、家庭菜園を維持するための消耗品の購入費と遊休農地対策のために町とJAさがみ青壮年部が実施しております、保育園児による農業体験のために使用したサツマイモの苗の購入費でございます。委託料は、家庭菜園の維持管理を目的としました耕耘委託料でございます。負担金補助及び交付金は、農業経営の安定や品質の向上など、農業振興を図るため、9つの事業に対する補助金等で支援する事業でございます。詳細につきましては、タブレット資料の9ページをご参照ください。

次に、タブレット資料5ページにお戻りください。不用額については、備考欄に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。農業振興対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は39、40ページの国有農地等管理処分事業事務取扱交付金は、一部、消耗品費へ充ててございます。

歳入番号2、新規就農者育成総合対策支援事業補助金は、全額負担金補助及び交付金へ充てております。

次に、タブレット資料は6ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費は、コロナ

禍における需給バランスの急変により、農畜産物の生産に必要な各種生産資材の価格が高騰し、農業者の経営を圧迫している現状を踏まえ、農業経営が継続できるよう、燃油、肥料、畜産飼料費に対して一部を支援する事業でございます。不用額については、備考欄に記載のとおりです。詳細につきましては、タブレット資料の9ページをご参照ください。

次に、タブレット資料7ページにお戻りください。4目農地費でございます。農地事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的としました事務管理の経費でございます。旅費は職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会の負担金と同じく湘南支部の負担金でございます。

下表をご覧ください。農業振興事務管理経費の特定財源ですが、歳入番号1、決算書は31、32ページの諸証明手数料は、旅費へ充てております。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。農業生産基盤の整備事業費は、農業生産性の向上のため、農業用排水路等の整備と維持管理を実施し、主に農業用水の安定供給を行うものでございます。需用費の消耗品費は、設計図書等の購入費でございます。委託料は、農業用水路の維持管理を目的とした除草、しゅんせつ、清掃及び工事に伴う設計委託料です。使用料及び賃借料は、工事等の設計積算に必要な積算システム使用料でございます。工事請負費は、農業用水路の軽微な維持補修を行った休止工事でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県所管の相模川左岸用水路の老朽化対策工事及び水門等の自動化工事に対する、県営左岸土地改良区負担金と相模川左岸用水路の草刈りや軽微な補修工事を行うための維持管理負担金でございます。なお、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。農業生産基盤の整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は39、40ページの農業用施設防災対策事業補助金は、全額委託料へ充ててございます。補助率の内訳は国が10分の5、県が10分の2、残りの額を町が支出しております。

以上、農政課所管の令和4年度決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 農政課の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方。

柳田委員。

【柳田委員】 1点お伺いします。5ページとかの農業振興対策事業費の中の補助金の部分のところ、町民の方からなかなか農業をやる上で、副業しないと食べていけないなどいろいろ言われるんですけど、実際、申請された方って全員補助をもらえているのか、または結構断られたりしているのか、そういった申請する率とかどれぐらいなのか、お伺いします。

あと高齢化率のところ、やはり高齢化率が上がっている、やはり補助が欲しいと言われていたりするんですけど、この補助するからこそやはり改善されて、高齢化率も下がっていくべきだと思うんですけど、実際、この高齢化率の推移って過去3年分だとか5年がもしあればお伺いします。

あともう一つ、休耕地、ここ3年、5年の間にどれぐらい休耕地の推移、もし分かればお伺いします。

以上3点お伺いします。

【関口委員長】 渡辺副主幹。

【渡辺副主幹】 補助金の申請率につきましては、例えばですと、9番の水田保全事業補助金につき

ましては、実際に田んぼを耕作している方に対しまして補助する補助金になるんですけども、こちらについては、申請者に対しましては全員の方が補助ができております。

それから、7番の新規就農者育成の支援事業の補助金につきましては、こちらについては、認定新規就農者に対しまして、年150万円の補助をするものでありまして、令和4年度につきましては、お一人の方が申請いただきまして、申請の月が後半でしたので半月分の75万円を補助できております。

あと、そのほか5番の生産組合活動交付金につきましては、町に生産組合が23組合あるんですけども、そちらに対しまして、申請いただいた分につきましては、23組合のほうに補助ができております。

【関口委員長】 前田主査。

【前田主査】 では、休耕地の推移についてお答えします。休耕地の面積につきましては、令和元年度が約3.5ヘクタール、令和2年度が約3.3ヘクタール、令和3年度が約2.6ヘクタール、令和4年度につきましてが約1.7ヘクタールでございます。

以上です。

【関口委員長】 高齢化の関係は。西島課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 2点目の高齢化率の推移なんですけども、ちょっと今手元に資料がないため、後ほど提出させていただきます。

以上です。

【関口委員長】 今、資料ないけども、戻ればあるの。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 ちょっと調べて提出するよういたします。

【関口委員長】 そしたら、戻ったらば調べて提出してください。

続けて、柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。なので補助金として全員が全員、申請できている状況だとか、休耕地に関しては3.3から1.7まで改善されているという部分もあったり、補助している中で効果が出ているのかなというのは見受けられて、高齢化率の話はまたちょっと置いておいて、後ほどお伺いします。

そんな中で、不用額も計算していくと33万ぐらいだと95%、かなり予算も十分に執行されている中で、補助が足りない、足りないと言われるんですけど、その人は感想なので、客観的には分からないんですけど、だけど、効果的にはちゃんと1.7ヘクタールまで下がっているんで、予算の効果というのは見受けられると思うんですけど、補助が足りないという意見に対して、農政課として今後予算を編成するに当たって、何かこのままいくのか、または何か改善点など考えられているのか、お伺いします。

【関口委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 その補助率についてなんですけども、お話というのが正直ちょっと聞いておりませんので、それを確認、意識しながら、次年度以降、進めていけたらなと考えていますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず、6ページの新型コロナウイルス感染症対策の負担金の感染症対策で、9ページに一応件数が書いてありましたので、分かったんですけど、これに関して申請に対して実際に

全てちゃんと補助が出ているのかどうかというのを確認とりたいと思います。

それと新規就農者のところなんですけど、状況で、4年度は1名、半年分の支給があったということなんですけど、これまでも新規就農者、ずっとたしか毎年1人ぐらいずつあると思うんですけど、その人たちの状況はどのようになっているのか、お願いします。

【関口委員長】 渡辺副主幹。

【渡辺副主幹】 新型コロナウイルス感染症対策の補助につきましては、生産資材価格高騰に伴う支援事業としまして、燃油対策としましては施設園芸農家さん、43件、それから、肥料につきましてはJAの正組合員とその家族に対しまして200名、畜産農家さんに対しましては3件の申請がそれぞれありまして、全員の方に補助ができております。

それから、2点目の新規就農者の数なんですけども、直近ですと令和3年に1名、令和4年に4名の方が就農されていて、1名の方はちょっと今現在休んでおられますが、ほかの4名の方については、順調に営農のほうを続けていらっしゃると思います。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、新型コロナウイルス感染症の補助金の関係は数的には分かって、申請に対して全て申請の補助を出せたということでありまして、実際にどうしても物価高騰の関係で、なかなかやっぱり補助金が足りないというお話もあるんじゃないかと思いますが、今後こういうのをまた続けていくのかというのを一つと、それから新規就農者の件、お一人休んでいるということで、今4名続けているということで、これに関してしっかりとまた新規就農者を増やしていく対策というか、周知とかそういうものに関して今後どういうふうに取り組んでいくのかお聞きします。

【関口委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 補助金支援事業に関してなんですけども、新型コロナなんですけども、また、その時期に応じて状況を確認しながら進めていきたいと思っております。それと新規就農者に関しては、いろいろ関連する機関、団体等も含め、今後どのように進めていって数値を上げられるのかとか、そこら辺を調整しながら進めていきたいと考えています。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

山上副委員長。

【山上副委員長】 先ほど休耕地のお話があったと思うんですが、この休耕地が年々減少しているところではよかったかなとは思いますが、ただ、その休耕地として単純になっただけで、その休耕地だったところがそのまま農地としてきちっと田畑として利用されているのか、それ以外として例えば農地転用をして違った目的になっているのかというところをちょっと教えていただけたらと思います。

【関口委員長】 西島課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 実際、耕作者がもうおやめになられるといった場合の後の状況なんですけども、実際農地として使用していくよう、心がけて説明はしております。

以上です。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 言われることはよく分かるんですが、要はそこら辺はそういった指導をしてというところ。ただ、現状としては、把握はされてないということによろしいですか。

【関口委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 もう大半が農地として使用はされておりますけども、実際その後どのように使われているかというのが把握できておりません。

以上です。正直、すみません、申し訳ございません。

【関口委員長】 以上で農政課の審議は終了いたしたいと思います。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、ここは寒川町農業委員会の審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
西島農業委員会事務局長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 これより、農業委員会事務局所管の令和4年度決算につきまして、審議をいたします。

説明につきましては、事務局長の私、西島より、質問につきましては、同席しております職員よりお答え申し上げます。着座にて失礼いたします。

説明に当たりましては、決算特別委員会説明資料を基にご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は85、86ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会経費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、事務局長を除く農業委員会事務局職員2人分の給与、職員手当、共済費でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は31、32ページの農業委員会証明手数料は、職員手当等に充てております。

歳入番号2、決算書は31、32ページの農業者年金事務手数料及び歳入番号3、決算書は39、40ページの農業委員会交付金は給料に充てております。

タブレット資料の3ページをご覧ください。農業委員会事務運営経費であります。報酬は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員3名の年間報酬でございます。報償費は、農政課主催の農産物品評会及び立毛共進会における副賞代でございます。旅費は、農業委員会会長事務局長会議等の費用弁償と普通旅費でございます。交際費は支出がございませんでした。需用費は、農業委員の活動に伴う消耗品でございます。役務費は、利用状況調査に伴う郵送料及びタブレット端末による通信費でございます。委託料は、農地台帳システム保守委託料でございます。使用料及び賃借料は、年間の農地台帳システムのパソコンリース料でございます。備品購入費は、タブレット2台分の購入でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業委員会職員事務研究会の負担金でございます。

下表をご覧ください。農業委員会事務運営経費の特定財源ですが、歳入番号1、決算書は39、40ページの国有農地等管理処分事業事務取扱交付金は、国有農地の管理等を行うために必要な経費の交付金で、

消耗品費に充てており、歳入番号2、決算書は39、40ページの農地集積集約化等対策推進交付金は、農地の集積、集約化を促進する交付金であり、備品購入費に充てております。

歳入番号3、決算書39、40ページの農地利用最適化交付金は、農業委員や推進委員の農地利用最適化事業活動等の実績に対する交付金であり、役務費、使用料及び賃借料に充てております。なお、決算特別委員会説明資料4ページ以降に参考資料としまして、農地の移動、転用一覧を添付しております。内容につきましては、資料をご参照ください。

以上、農業委員会事務局の令和4年度決算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

【関口委員長】 それでは、農業委員会事務局の説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑のある方。

柳田委員。

【柳田委員】 5ページの農地の移動、転用の部分の資料の中で、農地法第5条の許可申請の部分で調整区域と市街化調整区域のデータがあると思うんですけど、これは平成30年のデータだとそこまではちゃんと住宅、駐車場、店舗、倉庫、資材置場その他というちゃんと資料があったと思うんですけど、最近、近年なくなっていると思うんですけど、その内訳もしあればお伺いします。

【関口委員長】 西島農業委員会事務局長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 今ご質問のありました資料なんですけども、大変申し訳ございませんが、手元に資料がなく、後ほど提出をさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 その年度の推移みたいなので、平成30年まで持っているの、その令和元年度から4年度までいただければと思います。

2点目の質問なんですけど、その許可権者は県の中で、調整区域の転用は許可します、許可権限のある県が許可します。それで許可されなかったケースって何件ぐらいあるのか、お伺いします。

【関口委員長】 前田主査。

【前田主査】 ここ、すごい昔はちょっと私も把握してないんですけど、ここ四、五年では、県のほうで許可を不許可にした経緯はございません。

以上です。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ないということなので分かりました。ないということでないと思うんですけど、町内で何か無断の転用だとか、そういったお話とかかってないんですね。把握している限りで。

【関口委員長】 前田主査。

【前田主査】 転用せずに農地を農地以外の使い方している農地は現状ございまして、指導は毎年させていただいているんですが、現状、令和4年度末につきましては42筆、面積で約2ヘクタールございます。委員さん、農業委員さん、推進委員さんに、農地パトロールで毎年把握していただいて、指導、通知等、通知を送らせていただくのと、あと委員さん自ら地権者さんに対して指導も行っておりまして、なかなか是正が難しい状況でして、4年度については駐車場だったところが一部農地に戻していただい

たというところもございまして、引き続き、指導は行っていきたいと考えております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、以上で、農業委員会事務局の説明を終了いたします。

事務局長、先ほどの柳田委員の質問に対する資料については、なるべく早めに出していただいて、ただ、柳田委員、その資料に対して質問ということになるとまた見た上で何かありましたら、ちょっとこっちに声をかけてください。それによって段取りを組みたいと思いますので、なるべく早めに提出するようによろしく願います。

それでは、以上で質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、ここからは都市建設部の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願います。それではまず最初に、都市建設部道路課の審査に入ります。よろしく願います。

島山都市建設部長。

【島山都市建設部長】 それでは、都市建設部道路課の令和4年度決算のご審議をお願いいたします。説明は勝又道路課長、質疑については、出席職員でご対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【関口委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、都市建設部道路課所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入は決算書の29から48ページ、歳出は89ページから92ページ、また、主な不用額の理由につきましては、説明資料の備考欄をご参照ください。

タブレットは2ページをご覧ください。8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費でございます。職員給与費は、部長を含め道路課職員10名の給料等でございます。

3ページをご覧ください。道路橋梁管理経費は、道路や水路の適正な管理事務を行うことを目的とした経費で、旅費は職員の出張旅費、需用費の消耗品費は、主に道路境界用の石ぐいや収入印紙等の購入費、負担金補助及び交付金は、神奈川県都市土木行政連絡協議会等への負担金でございます。

4ページをご覧ください。道路橋梁維持管理事業費は、町が管理する道路及び水路の境界確定立会いや図面作成、また、道路法に定められた道路台帳の作成など、道水路の適正な維持管理を図るもので、委託料は、官民境界の確認業務に伴う測量及び確定図の作成委託7件分と、境界確定図交付用の複写機保守点検委託、また、道路台帳補正事業委託として、町道の新規認定、舗装改良等に伴い、道路台帳の補正業務を実施しております。使用料及び賃借料は、図面複写機の借上料でございます。委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料、1つ目から4つ目の表をご覧ください。

続いて、下の表、道路橋梁維持管理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は31、32

ページ、諸証明手数料59万400円は委託料に、歳入番号②市町村移譲事務交付金は、1万1,430円を委託料に充てており、こちらは財政課がまとめてご説明したものととなります。

タブレット資料は5ページをご覧ください。2目道路橋梁維持費でございます。初めに、道路橋梁管理経費は、道路や水路等、施設の維持管理を目的とした経費で、需用費の消耗品費は、道路維持補修に伴う作業用の皮手袋、カラーコーン等の購入費、被服費は、長靴などの購入費、光熱水費は、主に街路灯の電気料、役務費は、寒川駅のエレベーター等の運行管理を行うため、光ケーブルにより役場の道路課へ映像を送るための通信料等、原材料費は、道路補修用の砕石やアスファルト合材、側溝の蓋などの材料の購入費、負担金補助及び交付金は、寒川駅エレベーター等の電気料負担金でございます。

6ページをご覧ください。道路橋梁維持補修事業費は、道路構造の保全、安全かつ円滑な道路の通行を確保するため、主に舗装につきましては寒川町舗装維持修繕計画、橋梁につきましては寒川町橋梁長寿命化修繕計画、また、道路照明につきましては、道路照明施設計画に基づき修繕を実施しております。委託料は、橋梁補修設計委託と橋梁定期点検業務委託で、詳細につきましては、12ページの参考資料5つ目と6つ目の表をご覧ください。工事請負費は、宮山倉見13号線を含む13件の舗装改良工事、橋梁長寿命化工事1件及び道路照明修繕工事1件、また2件の排水構造物改築工事、5件の安全対策工事を実施しております。詳細につきましては、15ページ下段の表、及び16ページの工事箇所表と17ページ、工事箇所図の図面番号8から29をご覧ください。

続いて、下の表、道路橋梁維持補修事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、社会資本整備総合交付金1,820万8,000円は、資料9ページの道路橋梁整備事業費1,697万5,000円とともに交付され、充当先は舗装改良工事の2件、補助率50%、また、橋梁修繕事業の工事1件と、委託2件に充てており、補助率はいずれも55%でございます。

歳入番号の②、決算書は47、48ページ、道路橋梁維持補修事業債は、委託料と工事請負費に充てており、こちらは、財政課がまとめてご説明したものととなります。

歳入番号の③、決算書は29、30ページ、路面復旧費負担金33万2,341円は、工事請負費に充てております。

続きまして、7ページをご覧ください。道路橋梁維持管理事業費は、道路や水路等の施設を常に良好な状態に保つことを目的とした維持管理事業費で、需用費の修繕料は街路灯などの修繕料、委託料は道路や水路などの破損箇所の補修作業、側溝清掃、草刈りや樹木剪定、寒川駅のエレベーター等維持管理委託など、道路施設の維持管理のために実施している道路維持管理委託料でございます。詳細につきましては、13ページの上段の表1から12をご覧ください。使用料及び賃借料は、道路用地として民地の一部を借りている土地借上料等、コンピューター借上料として、寒川駅エレベーター等のモニター監視システムリース料でございます。

続いて、下の表、道路橋梁維持管理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①から③、決算書の29、30ページをご覧ください。歳入番号①、道路掘削復旧費負担金255万6,980円、歳入番号②、道路占用料3,222万5,091円、歳入番号③、水路使用料334万2,241円につきましては、委託料に充てております。

タブレット資料は8ページをご覧ください。3目道路橋梁新設改良費でございます。初めに、道路橋梁整備経費は、道路の新設改良や狭隘道路解消を目的とした経費で、旅費は職員の普通旅費、需用費の

消耗品費は、設計図面印刷のためのプリンタートナー等の消耗品や設計に伴う積算資料や参考図書の購入費、使用料及び賃借料は、工事設計書を作成するための市町村積算システムの使用料、負担金補助及び交付金は、神奈川県地区用地対策連絡協議会等への負担金でございます。

9ページをご覧ください。道路橋梁整備事業費は、生活に最も身近な社会基盤である道路を整備し、町民が安全かつ快適な生活環境の向上を図るための事業で、役務費は、大曲14号線歩道整備及び小谷交差点改良事業に伴う用地買収のための不動産鑑定手数料、委託料は、大曲14号線歩道整備及び小谷交差点改良事業に伴う用地測量、建物調査、詳細設計委託、また、狹隘道路後退用地の測量、分筆等の委託31件分と、所有権移転登記等の委託28件分でございます。詳細につきましては、13ページ、2つ目から4つ目の表及び14ページの表をご覧ください。使用料及び賃借料は、大曲14号線歩道整備事業に伴う道路用地の借上料、工事請負費は、一之宮地内改良工事その2を含む6件の道路改良工事でございます。詳細につきましては、15ページ上段の工事箇所表と、17ページの工事箇所図、図面番号2から7をご覧ください。公有財産購入費は、大曲14号線歩道整備に伴う用地買収2件及び狹隘道路の道路後退用地28件、合計175.53平方メートルを取得したもので、補償、補填及び賠償金は、道路後退に伴う7件の物件補償費でございます。

続いて、下の表、道路橋梁整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、社会資本整備総合交付金1,697万5,000円は、資料6ページの道路橋梁維持補修事業費1,820万8,000円とともに交付され、充当先につきましては、委託料の狹隘道路事業に伴う測量分筆委託料、補助率は2分の1。公有財産購入費の大曲14号線歩道整備に伴う用地買収。用地買収は補助率55%及び狹隘道路事業に伴う土地購入費、補助率は2分の1。また、補償、補填及び賠償費の狹隘道路事業に伴う物件補償費、補助率は3分の1に充ててございます。

歳入番号②、決算書は47、48ページ、道路橋梁整備事業債は工事請負費、公有財産購入費及び補償、補填及び賠償費に充てており、こちらは財政課がまとめてご説明したものととなります。

10ページをご覧ください。道路橋梁維持管理事業費は、交通事故を防止するため区画線や道路反射鏡の新設や修繕、また、通学路等の交通安全対策工事を実施するもので、需用費は、19か所の道路反射鏡を修繕、工事請負費は新たに8基の道路反射鏡を設置、また、通学路の合同点検や職員による危険箇所点検等の結果を踏まえ、区画線やカラー舗装、車止め等を設置した4件の交通安全対策工事でございます。詳細につきましては、16ページの工事箇所表と17ページの工事箇所図、図面番号30から33をご覧ください。

続いて、下の表、道路橋梁維持管理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページ、まちづくり基金繰入金は工事請負費に充てており、こちらは、財政課がまとめてご説明したものととなります。

最後に、歳入の説明でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。決算書は43、44ページ、土地売払収入は、法定外公共物のうち、認定外道路及び未利用水路の払下げによる売払収入で、2か所合計87.82平方メートル、収入済額は248万3,000円でございます。

以上、道路課が所管いたします令和4年度の決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

【関口委員長】 道路課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

山田委員。

【山田委員】 何点かお伺いします。まず、資料の5ページなんですけど、道路橋梁の管理経費ということで、ちょっと執行残があるんで、ここに関しては、計画に対しての進捗率ほどの程度になっているのか、ちょっとお伺いします。

次に、6ページの工事請負費で執行残がありますけど、これについては要因はどうなっているのか、お聞きします。

次が7ページなんですけど、道路橋梁維持管理経費で、これは道路側溝のその処理があったということもありますけど、これに関して今どういう状況になっているのか。あと町民からの相談とか要望等についてお聞きします。それと併せて、道路の草とかが生えているところの、その処理状況というのも一緒に伺います。

それと9ページで、狹隘道路の関係なんですけど、今なかなかこの境界を確定するために難しい状況もあるかと思えますけど、それについて今どの程度まで狹隘道路が解消されているのか、その状況をお伺いします。

以上です。

【関口委員長】 栢沼技幹。

【栢沼技幹】 まず、1点目のP5ページの執行残、不用額の関係なんですけども、原材料費は、一番大きく不用額出ているところなんですけども、こちらにつきましては、常温合材の関係が予算計上の言うと755袋を計上していたんですけども、実際には515袋の購入となっております、その分がマイナス240袋となっております。金額的には約50万弱ぐらい、ここで出ておまして、常温合材につきまして、必要分をその都度置場における範囲で買い足しているというところで、4年度につきましては、この量で修繕のほうは足りたというところで、執行残という形になっております。

それから、草の処理の状況なんですけども、草の処理につきましては、例年要望のある箇所と私どもで把握している箇所につきましては、当初で発注しておまして、その都度、ご要望をいただいた箇所につきましては、必要に応じて発注なり、対応しておりますので、基本的には、ご要望いただいた箇所については、草刈りのほうはできているのかなというところでございます。

最後の狹隘道路の進捗率なんですけども、4年度につきましては、0.2%解消しているというような状況になっております。

以上です。

【関口委員長】 彦坂副技幹。

【彦坂副技幹】 2つ目にありました6ページにおける工事請負費の不用額の話なんですけれども、それにつきましては、工事につきましては入札制度を用いております、入札における執行残が工事における不用額になっております。

以上です。

【関口委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 3点目の側溝清掃の要望に対する処理状況のご質問ですが、令和4年度につきましては、側溝清掃につきましては、実績を申し上げますと1,556メートル、暗渠につきましては355メートル、集水ますについては67か所、処理しております、基本的には堆積率が50%を超える箇所、あるいはこちらで苦情、要望等いただいた箇所について、現地を調査した上で必要に応じて50%に満たなくても、冠水の状況を把握しつつ、必要性があるところについては、全て処理しておりますのでございます。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。まず5ページに関しては、常温合材のほうは購入しなくてよかったということで了解しました。あと工事請負費の件も入札の関係からということで分かりました。あと、草刈りと側溝の件に関しては特にこのところやっぱり、今年も結構、草が生えているところがあったんで、結構、気になったなと思ったら、最近までは結構草刈りもきれいにやってもらっているなと感じていますので、もし要望とかありましたらしっかりと対応していただきたいと思います。

あと側溝に関しても、特に大雨降った後に冠水があったりするときがありますので、私もいろんな要望を聞いて、道路課のほうにもお願いしに行ったこともありましたけど、早めの対応というものが大事かと思っておりますので、しっかりとお願いします。

あと、狹隘道路に関しては0.2%という、あんまり数字的にはなかなか進んでないかと思っておりますけど、しっかりとやっていただきたいと思っております。もし何かあればお願いします。

【関口委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 草刈りにつきましては、昨年、今年もそうなんですけど、シルバー人材センターあるいは建設業協会に草刈りをお願いしているところなんですけど、どうしても夏場に雨がざっと降って非常に高温であるために、草の生え方が非常に早いのかなという部分と、あとは作業の効率、シルバーさんも暑くて、非常に建設業協会の方も効率が落ちこちていまして、我々も対応するときもあるんですけど、どうしても効率が悪くてちょっと要望に対してレスポンスが悪いという状況ではあると思うんですが、なるべく早めに対応したいと考えております。

以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、1件お伺いしたいと思います。以前にもちょっと一度聞いてはいるんですが、説明資料の13ページでございます。道路維持補修作業委託、委託先、寒川建設業協会ということになっております。

監査の結果報告によりますと、令和5年6月28日分の結果の報告で、監査の対象については、令和4年の4月1日から5年の3月31日までということで、その中に、道路補修と樹木剪定、除草作業をまとめて委託できる事業者が、町内には寒川町建設業協会のみであるとの理由で随意契約をしているが、個々の作業は会員である事業者が行っており、契約先を限定する必要があるのか。随意契約を継続することで、競争性が阻害されることや癒着のおそれといった弊害も考えられるという意見が出ております。

その部分というのは非常に大きなところだと思います。

私も前職で、契約検査課というところで4年間やっていますので、ここら辺のところ、要は建設業協会に委託することのメリット、それと委託しなかった場合のデメリットをちょっとお伺いしたいんですが。

【関口委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 山上副委員長のご指摘のとおりいろいろ様々なメリット、デメリットあると考えております。まず、デメリットにつきましては、先ほどおっしゃったとおり建設業協会、1者ということで、複数の会社が所属はしておるところなんですけど、建設業協会に一般競争入札ではない、直接、依頼するというので、癒着の可能性だとかということは、デメリットとして考えられるかと思われま

す。ただ、メリットとしては先ほど来お話ししているとおり、苦情が結構年間600件ほどございまして、職員も対応しているところなんですけど、作業し切れない部分については即対応するというので、道路の補修、舗装の穴、側溝の蓋の割れているところだとかというのを苦情いただいて、すぐに対応しないことには事故につながってしまいますので、その部分、即対応していただける、あるいは降雪、雪が降った際に、塩化カルシウムをまいていただくとか、台風のときに、夜間にパトロールをしていただいて、枝を処理していただく等々、側溝の清掃なんかもしていただくということで、レスポンスは早く、苦情に対して処理できているということが非常にメリットになりますので、我々としてはその部分を大きく捉えまして、町民が安全に交通を、道路を利用できるという部分についてメリットと考えておりますので、随意契約という対応をしておるところでございます。

以上です。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 私も契約にいたときには上司から、公正に、透明性を持って、当時、忖度という言葉なかったと思うんですが、それなりの言葉で言われた覚えがあります。そういった中で、やはり建設業協会自体が従業員を持ってやっているとは思えないので、そこら辺がどうなのかなというところですね。

やっぱり会員さんがやられているということは、一企業が何社か集まっているところがありますので、そこを何社かで契約を結んでということでもやり方があるのではないかな、地区で分けてとかということですね。多分空いているそのときに、要望があったときに、その仕事ができる業者に振り分けるというやり方をしているんだと思いますが、監査でもこういう指摘があった以上はやはり何かしらの答えを出さなきゃいけないのかなと思いますので、肝に銘じてやっていただきたいなと思います。

以上です。

【関口委員長】 何か一言なきやおかしいでしょう。

勝又道路課長。

【勝又道路課長】 ご指摘いただきました案件につきましては、道路課も含めまして、他課にも共通して関連していることだと思います。内部で、監査の指摘を真摯に受け止めまして、検討を進めて、今後の対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【関口委員長】 それでは、都市建設部道路課の質疑を終結をいたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。それでは、委員の皆さん、休憩をとりまして、1時15分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開をいたします。

午後、これからの審査になりますが、都市建設部の下水道課の審査から入ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 それでは、都市建設部下水道課の令和4年度決算のご審査をお願いいたします。

説明は富田下水道課長、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【関口委員長】 富田下水道課長。

【富田下水道課長】 それでは、都市建設部下水道課所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、一般会計でございます。決算書は93、94ページの8款土木費、2項都市計画費、4目下水道費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。18節、負担金補助及び交付金は、0001下水道事業特別会計負担金2億6,929万1,581円と、0002下水道事業特別会計補助金1億4,139万1,000円となり、決算合計額は4億1,068万2,581円となりました。

23節投資及び支出金は、0003下水道事業特別会計出資金、2,009万8,449円の決算額となりました。これらにつきましては、一般会計から下水道事業特別会計への繰り出しでございます。

決算書は95、96ページの3項河川費、1目河川総務費でございます。タブレット資料は3ページをご覧ください。0001下水道の整備事業、01河川管理経費、14節工事請負費でございますが、準用河川、駒寄川のしゅんせつ工事でございます。

一般会計についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 下水道課の一般会計の説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑のある方。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【関口委員長】 それでは、下水道課の一般会計については、質疑を終結いたします。

それでは次に、下水道課、下水道事業特別会計の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

富田下水道課長。

【富田下水道課長】 では、続きまして、特別会計についてご説明させていただきます。

決算書168、169ページの令和4年度下水道事業特別会計決算報告書でございます。(1)収益的収支及

び支出で、事業運営に係る収支でございます。上の表の収支における第1款下水道事業収益の決算額は、13億6,597万6,236円で、予算額に対し、2,545万2,760円の減額でございます。

次に、下の表の支出における第1款下水道事業費用の決算額は、13億5,135万7,480円で、不用額は2,712万6,520円でございます。

170、171ページは、(2)資本的収支及び支出で、下水道施設の整備や改築更新に係る収支でございます。上の表の収支における第1款資本的収入の決算額は13億4,464万6,378円で、予算額に対して、9,127万4,622円の減額でございます。

次に、下の表の支出における第1款資本的支出の決算額は18億2,033万7,279円で、翌年度繰越額は1,061万9,640円でありますので、予算額に対して7,702万1,876円の不用額が生じました。なお、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金などで補填してございます。

173ページの令和4年度下水道事業特別会計損益計算書でございます。こちらは、令和4年度中における公共下水道事業の経営成績を明らかにするため、営業活動等による収益と費用を記載し、純損益とその発生の由来を示した計算書でございます。上から1、営業収益と2、営業費用の差である営業利益がマイナス4億4,840万452円です。3、営業外収益と4、営業外費用の差である営業外利益が2億5,063万7,047円となりましたので、営業利益と営業外利益の差額223万6,595円が経常利益となりました。5、特別利益につきましては48万2,506円です。6、特別損失につきましては7万9,818円となりましたので、この差引き40万2,688円と、先ほどの経常利益と合わせた263万9,283円が当年度の純利益でございます。

なお、当年度純利益に前年度からの繰越利益剰余金1,574万1,565円を加えた当年度未処理分利益剰余金は1,838万648円となりました。

174、175ページは、令和4年度下水道事業特別会計剰余金計算書で、剰余金が、年度中にどのように増減、変動したか、この内容を示した計算書でございます。表中の資本金につきましては、公営企業法第17条の2の規定により、雨水の建設財源に充てる一般会計支出金、2,009万8,449円を追加し、当年度末残高は65億7,720万4,148円となりました。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、受贈財産評価額及び補助金に変動はなく、当年度末残高は1億4,073万4,697円となります。同じく剰余金のうち、利益剰余金につきましては、当年度純利益が263万9,283円生じたので、当年度未処理分利益剰余金は1,838万848円となります。

以上、資本と剰余金を合わせた資本合計の当年度残高は65億7,720万4,148円となりました。

174ページの下段の令和4年度寒川町下水道事業特別会計剰余金処分計算書は、資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金の処理状況を表したもので、令和4年度は、議会の議決による処分を行わず、繰越利益剰余金とするものです。

176、177ページの令和4年度下水道事業特別会計貸借対照表は、企業の財政状況を明らかにするため、令和5年3月31日時点における保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表したものです。

176ページ、資産の部における1、固定資産の合計は213億5,630万2,322円で、2、流動資産の合計は、13億9,927万4,756円で、この2つの額を合わせた資本合計は、227億5,557万7,078円でございます。

177ページ、負債の部における3、固定負債の合計は58億435万2,885円、4、流動資産の合計は17億7,697万4,145円。5、繰越利益の合計は、85億9,704万5,900円。

負債合計は161億7,837万2,930円でございます。資本の部における、6、資本金は64億1,808万8,603円。7、剰余金は1億4,073万4,697円、資本合計は65億7,720万4,148円で、この資本合計に先ほどの負債合計を合算した負債資本合計は、227億5,557万7,078円となり、176ページの資産合計と同額となります。

以上が決算報告書でございます。

なお、企業会計決算における法定調書は、各事業の支払いの明細表示はございませんので、支出の詳細につきましては、決算特別委員会説明参考資料により説明させていただきます。

また、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目も多く、その充当先が多岐にわたるため、資料各ページの財源欄と収支番号欄、各表の下段にあります事業に対する収支科目等をご確認いただきたくお願い申し上げます。

それでは、収益的支出で、事業運営に係る支出について説明させていただきます。タブレット資料の4ページをご覧ください。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費、01施設管理事業費、01下水道維持補修事業費、13節光熱水費は、水門開閉及びマンホールポンプの電気料、16節修繕費は、小動配水管の修繕、22節委託料は、下水道施設の維持管理に要する委託で16件の委託を行いました。内容につきましては、参考資料の22ページに記載していますので、ご参照ください。

24節賃貸料は、下水道施設用地として借地しております2筆分の借地料でございます。25節工事請負費は、下水道施設の維持管理に要する補修工事など6件の工事を行いました。内容につきましては、タブレット資料の24ページに記載していますので、ご参照ください。

26節材料費は、下水道施設の補修用として、常温合材等の材料費、27節負担金は、茅ヶ崎市直接流出区域の雨水処理に要する維持管理費用について、協定に基づき、茅ヶ崎市へ応分の負担を行ったものでございます。28節補助交付金は、雨水貯留槽設置についての助成金を行ったものでございます。なお、委託並びに工事請負費及び材料費の不用額につきましては、入札等による執行残でございます。

続きまして、タブレット資料5ページの、02下水道台帳管理費の22節委託料は下水道情報管理システムの保守点検を行いました。内容につきましては、資料の22ページ下段に記載してございますので、ご参照ください。

資料6ページの2目相模川流域下水道維持管理事業費、01相模川流域下水道維持管理事業費の27節負担金は、神奈川県及び9市3町で構成する相模川流域下水道の汚水処理及び維持管理に要する費用について、応分の負担を行ったものでございます。不用額につきましては、負担金確定による減でございます。

資料7ページをお開きください。3目普及指導費、01水質規制事業費の22節委託料は、公共下水道施設の機能確保を目的として、事業用排水の水質分析で、内容につきましては資料の23ページ上段に記載しておりますので、ご参照ください。

下段の02水洗便所普及事業費の28節補助交付金は、水洗トイレの普及促進を図るため、当該改造工事に関する助成金及び貸付けあっせん利子補給で、申請はございませんでした。

資料8ページをご覧ください。4目総務費、01職員給与費でございます。1節給料から4節賞与引当金繰越額までは、事業運営に係る職員8人分の人件費でございます。5節報酬費は、下水道運営審議会委員の報酬でございます。

資料9ページをお開きください。02一般管理費については、事業運営に係る事務経費でございます。8節旅費は職員の普通旅費、9節消耗品費は、図書消耗品、事務用品などの購入費、10節、燃料費は公用車のガソリン代、16節修繕費は公用車の点検及び車検代、17節被服費は、職員用かっぱ等の購入、18節通信運搬費は、指定工事者と責任技術者の更新通知の切手代。20節保険料は公用車の自賠責保険、任意保険代、22節委託料は上下水道料金一括納付事務や公営企業に関連する委託など6件の委託を行いました。内容につきましては、タブレット資料の23ページに記載してございますので、ご参照ください。

24節、賃借料は積算用プリンターや企業会計システム用機器等の借上料、27節負担金は、日本下水道協会等や一般会計事務経費等の負担金で、不用額は負担金確定による減でございます。

30節公課費は、公用車の自動車重量税、31節雑費は、過去納入に伴う法定利益相当分の支出、32節貸倒基金繰入金は、不納欠損予定額による差額補充分。

タブレット資料、10ページをご覧ください。5目減価償却費、01有形固定資産減価償却費の34節有形固定資産減価償却費は、下水道施設の減価償却費でございます。不用額につきましては、前年度取得資産が見込みより少なかったためです。

下段の02、無形固定資産減価償却費の35節無形固定資産減価償却費は、流域下水道の施設利用権として減価償却でございます。

タブレット資料11ページをご覧ください。3目資産消耗費、01固定資産除却費の36節固定資産除却費は、使用しなくなった施設の固定資産の残高を調べるものでございます。

タブレット資料は12ページをお開きください。2項営業外費用、1目支払利益及び企業債取扱費、01企業債利息の39節下水道債支払利息は、町債元金基金に対する利子で、不用額は借入額確定に伴う減でございます。

下段の03一時借入金支払利息の41節一時借入金支払利息は、資金不足の際の一時借入れする利子ですが、一時借入れを行わなかったため支出はございませんでした。

タブレット資料13ページをお開きください。2目消費税、地方消費税、01消費税及び地方消費税の44節消費税及び地方消費税は、消費税法第4条第1項の規定により納入するものでございます。

タブレット資料は14ページをご覧ください。3項特別損失、4目過年度損益修正損、01過年度損益修正損の50節過年度損益修正損は、使用料更正に伴う費用でございます。

タブレット資料は15ページをお開きください。5目その他特別損失、01その他特別損失、51節その他特別損失は、過年度の支払い不足に備える科目の設定で、該当はございませんでした。

下段の4項予備費、1目予備費、01予備費の90節予備費は、該当はございませんでした。

ここまでの収益的支出で、事業運営に係る支出でございます。

ここからは資本的支出の説明で、下水道施設の整備に係る支出でございます。

タブレット資料は16ページをお開きください。1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠建設事業費、01下水道整備事業費の22節委託料は、市街化区域における委託料で、高額資材調査など6件を実施

し、不用額は入札等による執行残でございます。内容につきましては、タブレット資料の25ページに記載しておりますので、ご参照ください。

23節使用料は、公共下水道の積算システム使用料でございます。25節工事請負費は、汚水及び雨水に関する建設改良工事で11件の工事を実施し、不用額は入札等による執行残でございます。内容につきましては、タブレット資料の26ページに記載しておりますので、ご参照ください。

27節負担金は、工事の実施に伴う県道掘削事務負担金及び田端西地区土地区画整理事業負担金でございます。不用額は翌年度に繰り越したためでございます。29節補償費は、工事の実施に伴う既存埋設物や構造物の移設補償費で、不用額は、工事に伴う損失補償費の比較確定に伴う減でございます。

タブレット資料は17ページをお開きください。02下水道調整区域整備事業費の25節工事請負費は、汚水に関する建設改良費で、市道整備の申出がないため、支出はございませんでした。27節負担金は、茅ヶ崎市直接流出区域の雨水整備の改築に要する費用について、協定に基づき、茅ヶ崎市へ応分の負担を行うもので、不用額は翌年度に繰り越したためでございます。

29節補償費は、工事の実施に伴う既存埋設物や構造物の移設補償費で、損失補償の該当がないため支出はございませんでした。

タブレット資料18ページをご覧ください。01職員給与費の1節給与から4節賞与引当金繰入金までは、下水道施設の整備に係る職員3人分の人件費でございます。下段の2目建設総務費、02一般管理費は、水道施設の整備に係る事務経費でございます。8節旅費は、職員の普通旅費、9節消耗品費は、図書や事務用品などの購入費、12節印刷製本費は埋設シールの印刷費。

タブレット資料19ページをお開きください。3目相模川流域下水道建設事業費、01相模川流域下水道建設事業債の27節負担金は、相模川流域下水道の施設整備に要する応分の負担をするものでございます。不用額については、負担額の確定による減でございます。

下段の3項企業債償還金、1目企業債償還金、01企業債償還金の54節下水道事業債償還金は、過去に借り入れた企業債の償還金元金でございます。

以上が、各事業の詳細でございます。なお、タブレット資料の決算特別委員会説明資料ですが、これまでの説明以外に、20ページに収入決算、27ページに工事箇所図、28ページに公共下水道普及状況表、29ページに供用開始図を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、令和4年度下水道事業特別会計の決算に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【関口委員長】 下水道課の特別会計の説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑のある方。

山田委員。

【山田委員】 この16ページ、全体もそうなんですけど、不用額のところで、入札による執行残ということがありますが、これに関してはその計画に対して執行はされなかったとか、そういうことも関連されているんでしょうか。ちょっとこの1点、詳しくお聞きします。

それから下水道使用料のところなんですけど、これに関してちょっと昨年度はどうだったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。この辺、何年かに分けて下水道使用料、値上げの方向になっていますけ

ど、たしかこの4年度に関しては、コロナに関連して据え置いたかなと思いますけど、これについてお伺いします。

以上です。

【関口委員長】 富田下水道課長。

【富田下水道課長】 まず、1点目の工事請負費の不用額、残なんですけども、これは競争入札をやりました、出た執行残という形になります。工事に対しての計画に対して未執行があるわけではなくて、あくまでも発注による執行残という形になります。

それと2点目の使用料のほうなんですけども、これは前回は令和3年に上げていますので、改正してありますので、その令和3年度分の下水道使用料の単価を採用しております。特にコロナについてということで、減免等というのは行っておりませんので、令和3年度以降の単価を使っての使用料という形で、今回決算になっております。

以上になります。

【関口委員長】 他にございますか。

柳田委員。

【柳田委員】 1点だけお伺いします。収入を上げるにはやっぱり接続率を上げるということになってくると思うんですけど、その中で1,200件ぐらいでしたか、つながってないところがあって、去年たしか4件ぐらいだったと思うんですけど、今年どれぐらい件数、接続されたのか、令和4年度どれぐらい接続されたのかお伺いします。

【関口委員長】 丹内主査。

【丹内主査】 令和4年度の実績になります。令和4年4月1日時点で、まだ未接続といたしますか、地域の中に未接続がされていない件数というのが16件ありますが、その中で4年度については、接続した件数についてはゼロ件になっております。私たちもチラシ等で、接続についてはお願いしますということで、接続促進という活動も行ってありますが、実際には4年度についてはゼロ件という形になっております。

ただ、今後も引き続いてそういった未接続の地域については、呼びかけを接続していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ゼロ件ということでなかなか難しいという中で、下水道法10条で言えば、排水設備の設置義務があるという中で、でも、現実問題としてお金がかかるというところでもなかなか難しいという中で、成果報告書だと93.45%の普及率でなかなか難しいという現状の中で、他市町村の例とか何かいい例があったりするんでしょうか。

【関口委員長】 丹内主査。

【丹内主査】 他市町村の事例についても、同様にやはり未接続の地域についてはいろいろ対策といたしますか、工夫をしているということなんですけども、併せて苦慮しているというお声は聞いております。実際に具体的にどのような策でということまでは、私たちのほうはちょっと伺ってはないんです

けども、また、地域柄、私たちのほうは市街地ですとかというのはあるんですが、やはり西のほうに行きますと山岳だったり、家と家の間がちょっと離れていたりですとかちょっと事情も異なりますので、なかなかそういった地域柄の事情というものも、あるのかなというふうには考えております。

以上です。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 新しい戸建てとか、ルール上3年以内ということだと思んですけども、なかなか建ってしまうと難しいという中で、新しいところにも周知啓発はできたりするんでしょうか、お伺いします。

【関口委員長】 丹内主査。

【丹内主査】 新築については、基本的には原則下水道のほうには接続ということにしておりますので、そこで未接続ということはないと考えております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。いいですか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、下水道課の特別会計についての質疑を終結といたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、都市建設部都市計画課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 それでは、引き続き、都市建設部都市計画課の令和4年度決算のご審査をお願いいたします。説明は石黒都市計画課長、質疑については、出席職員でご対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【山上副委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 それでは、都市建設部都市計画課所管の令和4年度決算につきまして、お手元のタブレット資料070都市計画課決算特別委員会説明資料によりご説明申し上げます。

決算書91ページから94ページになります。8款土木費、2項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。2節給料から4節共済費につきましては、都市計画課、田端拠点づくり課、倉見拠点づくり課、計19人分の人件費でございます。

タブレット資料3ページをご覧ください。都市計画事務経費でございますが、都市計画事務に要する経費及び各種負担金に要する経費で、報酬は、都市計画審議会委員の報酬、旅費は職員の普通旅費、消耗品費は、参考図書及び事務用品等の購入、負担金補助及び交付金は、神奈川県建築物震後対策推進協議会ほか3件の協議会への負担金でございます。

続いて、下の表をご覧ください。充当する特定財源でございます。歳入番号①、決算書は31、32ペー

ジの都市計画手数料、諸証明手数料を充てております。

タブレット資料4ページをご覧ください。耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的に、ブロック塀や木造住宅の耐震化促進を行うものでございます。役務費は、耐震化促進通知の郵送料でございます。負担金補助及び交付金は、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事及び沿道建築物の耐震診断並びに倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去を推進する防災工事への補助金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書35、36ページの社会資本整備総合交付金、歳入番号②は、決算書37、38ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の一部を充ててございます。なお、歳入番号③、決算書39、40ページの都市計画費補助金は、沿道建築物に該当する申請がなかったため、収入並びに充当はございません。また、令和4年度の耐震関連事業実績でございますが、耐震相談が18件、耐震診断補助が6件、危険ブロック塀の撤去、改修が3件でございます。

タブレット資料5ページをご覧ください。住居表示整備事業費につきましては、建物への付番や街区表示板の維持管理を行うもので、事業費の消耗品につきましては、住居表示番号張りつけ用の数字シール、及び町名表示板の購入費でございます。

タブレット資料6ページをご覧ください。都市計画基礎調査関連経費は、都市計画業務に必要なGISシステムの保守更新に要する経費で、使用料及び賃借料は、都市計画業務支援システム、GISシステムの賃借料でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は42、43ページの地図売払収入、都市計画総括図等の売払代金を充てております。

タブレット資料7ページをご覧ください。空き家対策事業費につきましては、町内における空き家等に関する対策を総合的、計画的に進めることを目的とするもので、報酬は、空き家等対策協議会委員の報酬でございますが、令和4年度は、協議案件がなかったため執行残としております。旅費は、協議会委員の費用弁償でございますが、協議会の開催がなかったため、執行残としております。

タブレット資料8ページをご覧ください。都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金で、下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの都市計画事業基金利子を充てております。

タブレット資料9ページをご覧ください。公共交通充実促進事業費につきましては、コミュニティバスの運行をはじめ、鉄道の輸送力、利便性の向上等、交通施策の推進を目的としたもので、報酬につきましては、地域公共交通会議における委員報酬、旅費につきましては、公共交通事業に係る職員の普通旅費、消耗品は、アンケート用の封筒の購入、印刷製本費は、コミュニティバス時刻表冊子の執行残でございます。役務費につきましては、町民アンケートの郵送料、委託料は、コミュニティバス運行に要する費用でございます。コミュニティバスの利用者状況に関しましては、新型コロナウイルスの影響により減少した利用者が少しずつ回復傾向にありまして、コロナ禍以前の平成30年度との年間利用者数の比較においては、約86%まで回復してきております。

負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議及び相模線複線化等促進期成同盟会への負担金、寒川ー海老名駅間の路線バス運行に対する負担金でございます。

下の表、特定財源になりますが、歳入番号①、決算書は35、36ページの地域公共交通確保維持改善事業補助金を充てております。

続いて、決算書93、94ページの2目公園緑地費でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。公園緑地管理経費は、公園等の維持管理に要する経費で、旅費は職員の普通旅費、消耗品費は公園等維持管理用品の購入、光熱水費は公園の電気料や上下水道、ガスなどの料金、修繕料は遊具やベンチ、水道施設、電気設備、トイレなどの修繕費、役務費は一之宮公園管理事務所の電話料金や、町内10か所における砂場の大腸菌群数及び回虫卵の検査手数料及び公園の遊具等の保険料でございます。

委託料は、公園緑道における樹木剪定や除草、遊具の点検やトイレ清掃など14件の委託料で、17ページに一覧がございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。使用料及び賃借料は、川とのふれあい公園ほか2か所の公園等用地の借上料、原材料費は、一之宮公園管理事務所の豊補修材料の購入費でございます。

備品購入費は一之宮公園管理事務所のエアコン及び都市計画課所管の公用車の購入費でございます。負担金補助及び交付金は、公益財団法人かながわトラストみどり財団及び川とのふれあい公園の水道利用加入のための負担金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、決算書は29、30ページに記載されております歳入番号①、都市計画施設設置管理使用料、歳入番号②、都市公園使用料、歳入番号③、公園占用料、歳入番号④、行政財産使用料、歳入番号⑤は、決算書43、44ページに記載されております、まちづくり基金繰入金を充てております。

タブレット資料は11ページをご覧ください。公園等共同事業につきましては、公園愛護会活動を通して、公園の美化、維持管理及び愛護思想の普及啓発を目的としたもので、報償費は、公園愛護活動団体への報償金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書43、44ページ、緑化基金繰入金を充てております。公園愛護会につきましては、令和4年度末時点において6団体が11か所の公園で活動いただく状況となっております。

タブレット資料は12ページをご覧ください。公園等整備事業費でございます。工事請負費は、川とのふれあい公園サッカー場の改修工事でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書43、44ページ、まちづくり基金繰入金を充てております。また、本件につきましては、日本サッカー協会のグリーンプロジェクト事業によるJFAサッカー施設整備助成事業金を充てております。

タブレット資料は13ページをご覧ください。緑化基金積立金は、緑地保全及び緑地の推進を図る目的の積立金で、特定財源につきましては、歳入番号①、決算書41、42ページの緑化基金利子を充てております。

タブレット資料は14ページをご覧ください。緑の保全普及啓発事業費につきましては、公園等の緑化や緑の保全に要する事業費で、消耗品は、産業まつりに併せて行う緑化フェアの配布用苗木の購入費、負担金補助及び交付金は、保存樹木及び樹林保有者に対しての保全に係る奨励助成金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源につきましては、歳入番号①、決算書43、44ページの緑化基金繰入

金を充てております。

続きまして、決算書は93、94ページの5目国県事業対策費でございます。タブレット資料は15ページをご覧ください。

国県道整備促進事業費は、国や県が行う道路及び河川事業に対しての整備促進要望に伴う経費で、旅費は、国や県の事業に係る職員の普通旅費、負担金補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか4件への負担金等でございます。

最後に、歳入でございます。タブレット資料16ページをご覧ください。

決算書47、48ページの土木費雑入につきましては、一之宮公園自動販売機電気使用料及びコミュニティバス広告掲載料、その他につきましては、相模川整備促進協議会における新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業縮小となったことによる負担金の返還金でございます。

説明につきましては、以上です。よろしく願いいたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。まず、4ページの耐震改修促進のところなんですけど、件数に関しては相談が18件の実施が6件と、それからブロック塀に関して3件あったということなんですけど、まだまだやらなきゃいけないところがあるのかと思うんですけど、そういった進捗状況はどうなっているのかお聞きします。

それと7ページの空き家対策のところなんですけど、ここに関しての案件なく、実際なかったということなんですけど、今でも空き家ということは町内も結構数があると思うんですけど、そういうところに対しての、何か行動というか、何か対策を行ったのかどうかお聞きします。

それから9ページ、公共交通の充実促進で、コミュニティバスのところなんですけど、コロナ禍で利用者が減っているということから86%まで回復してきたということなんですけど、これに関して、何か新しい取組とか今考えているのかお聞きします。

それから10ページのところなんですけど、公園緑地の管理のところなんですけど、これに関して、特に私の住んでいる倉見の緑道とかというところで、草がかなり伸びてて、なかなか草刈りが進んでないというところがあるんですけど、そういうところに関してどういう対応をされているのか、お聞きします。

以上です。

【山上副委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 まず、耐震に対する進捗状況というお尋ねであります。令和4年度の状況ですが、令和5年の1月1日現在でまだ耐震の、いわゆる耐震されてない建物、耐震化がされてない建物が2,053件あります。その前の年、令和3年中の、ちょうど1年前の令和4年1月1日現在では2,106件でした。この1年間で53件の耐震化が図られたというような状況になっております。

【山上副委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 それでは、空き家についての現在の状況のほうを回答させていただきます。

今、町のほうで把握している4年度末の空き家の件数につきましては178件でございます。そのうち年

間で大体20件ほど、隣の方から草がすごいとか、木がすごいという苦情を受けたりはあるのが現状でございます。そのうち、そういう苦情いただいたところに関しましては、町のほうから所有者の方に、ちょっと離れたところに住んでいる所有者の方に手紙等を送りまして、是正のお願いをしているところでございます。

また、空き家にならないような状況にするために、おくやみコーナー等で、亡くなった方がいられるお宅とかには、今後ちょっと住まわれないお宅には補助金じゃないんですけども、売却したときの税金の控除制度がありますよという案内をしながら、なるべく空き家にならないよう使っていただくか、空き家じゃなくて別のことでご利用いただくような案内のほうをしている状況でございます。

以上です。

【山上副委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 コミュニティバスの取組に関するご質問にお答えします。

令和4年度中におきましては、コミュニティバスのワンボックスタイプで運行しております車につきまして、降りる際に、以前は利用者が運転手に声をかけて降りますというような意思表示をしていたところ、それを改善するために、降車ボタンというものを設置しまして、降車する際にボタンを押せば、次のところで降りられるというような対策をとっております。

また、今後につきましては、利用者がより利便性が図れるような対策を検討して実施していきたいと考えております。

以上です。

【山上副委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 すみません。公園の緑道の草が伸びている部分の対応ということでございますが、都市計画のほうで委託を出しております、定期的に除草活動はしております。あとはやっぱり天候等による草の伸び具合とかもございまして、日々職員によるパトロール等を行いながら、また、近隣の方からのお電話等いただくことがありますので、そういった際には職員による除草の対応というようなことをさせていただいております。

以上です。

【山上副委員長】 山田委員。

【山田委員】 そうしましたら耐震化と空き家対策に関しては、より対応されているということで分かりました。コミバスのところなんですけど、一応4年度は降車ボタンをつけたということで、少しコロナの関係もありますから、なかなか感染対策もよかったのかなと思います。ただ、利便性向上というところではいろんな様々な町民の方からもご意見出ています。どうしても一方通行で結局1時間に1本という形で、やっぱりもう少し便数が欲しいということもありますので、これは先ほど何か役務費のところアンケートなんかをとる、コミバスもアンケートをとるのでしょうか、ちょっと確認とりたいと思います。

あと、公園緑地の草刈りの件に関しては、定期的にしっかりとパトロールしてもらって、町民の方から苦情のないようにしていただきたいと思います。取りあえずコミバスのところだけお願いします。

【山上副委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 コミュニティバスのアンケートの件ですが、アンケートは今年の2月に町民1,000人の方を対象にアンケート調査を行いました。そのアンケート調査結果を踏まえまして、現在、地域公共交通会議の中で、寒川町の公共交通計画の策定の作業を今している状況であります。アンケートの中でのご意見といたしましては、やはり多かったのはダイヤに関するもので、朝と夕方のダイヤがもう少し多いほうがいいというようなご意見はありました。そういうようなことも踏まえて今後、コミュニティバスについての繰り返しになりますが、利便性向上に向けて、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【山上副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 それでは、コミュニティバスのことで幾つかをお聞かせください。まず、時刻表なんですけども、今スマートフォンで見ようと思うと、PDFを開く感じで、こうやってスワイプして、大きくするというふうにやっていますが、もう少し例えばバス停入れてぼんとやったら、バス停の停留所の時刻が出てくるような、もう時代も進んでいますので、いつもPDF開かせてというような、ちょっと申し訳ないんだけど、昨日も言いましたけど、相変わらず何かそういうところのサービスというのは、あんまり目がいけないのかなと思うんですが、そういう声というのはないからやらないのか、でもそうじゃなくて、それ先んじてやっていくのがサービスだと思うんですけども、それについてのまずご意見をお聞かせください。

それから、今年の4月から公道走行においてレベル4、いわゆる自動走行の自動運転のレベル4がオーケーに、ある程度条件あるというもののオーケーになって、今日の日経新聞の電子版なんかでも、GMとホンダが組んで無人タクシーを500台、2026年かな、までに導入するという話が出ています。

それから、もう至るところで群馬の前橋、渋川で自動運転バス、日立で自動運転バスみたいな話が出ている中で、地域公共交通会議でこの自動運転のバスのことについて何か意見とか、みんなで話合いはないのか。というのも、2024年問題なんて言われていますけども、本当にドライバーがどんどんいなくなってくるんですよ。

多分このままでいったら、ニーズはあるのに運転してくれる人がいなくなって、もう立ち行かなくなると思うんですよ。何かもう昨日からそればかり言っていますけど、10年後、立ち行かなくなることばかり、手をまだつけてない状況があるのかなと思うんですが、もし何らかの形でこの自動運転に関して手をつけているならばちょっとお聞かせください。

【山上副委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 まず、時刻表の件であります。まさにご指摘いただいたように、PDFを開くような状況でなっています。見ることはできるけど、見やすいのかというようなことを言われると、やはりそこについては、今のこの時代において簡単に見られるような状況とは言い難いというようなことは認識しましたので、ちょっと今後、改善に向けて検討していきたいと思えます。

また、自動運転につきましては、現状のところ寒川町では、その自動運転についての議論はまだされておられません。近隣で言うとしたら今年度、平塚市において、南口、海に向かってのところで、自動運

転の実証実験を行うみたいな話を聞いております。そういったような近隣の動向等を見ながら、寒川町における導入の適正化、導入の可能性ですとか、そういった部分については、今後、地域公共交通会議の中でも議論をしていきたいと思っております。

以上です。

【山上副委員長】 横手委員。

【横手委員】 まず、時刻表についてちょっと本当に考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。時代もどんどん進んでいますので、テクノロジーがどんどん進んでいるので、スマートフォンでぱっぱっと簡単に見れるようなシステムもあるはずなので、それを使ってやればそんなにお金もかからずに、よりユニバーサルデザインの観点からやっていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、自動運転については、もちろんこれから検討、研究していただく中で、どんどん進んでいくと思うんです、いろんなものが。多分スクールバスというところとの連合、その連携みたいなところも一緒にやっていかなければいけない時代が来ると思います。ここ10年以内に恐らく。そういうところも含めて公共交通、特にコミュニティバスというものが、もう24時間それこそずっと、24時間というのは大げさか。明るいうち、朝から夜までずっと自動運転が回っていて、みんなが何らか手を挙げるか、何かすると止まってきてみんなが乗れるような、そういうような仕組みをこれだけコンパクトなまちなんだからつくっていきけるはずだと思うんですよね。そういうクリエイティブで創造性を持って、地域公共交通会議というものに臨んでいただきたいんですけども、いかがでしょうか。1つ目の質問はもう結構なので。

【山上副委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 まずコミュニティバス、自動運転も含めてなんですけども、民間事業者との連携という部分については、今後模索していかなければいけないということで、公共交通会議の中でもその話題は出ておりますので、今後そういった視点を踏まえて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

【山上副委員長】 横手委員。

【横手委員】 もう1回言うておきますね。要はこの町の中で、これはスクールバスも含めてですよ、スクールバス等も含めて、そういうところも含めて全体的に公共交通の在り方というのをちゃんと見ていってほしいということ。これについて、公共交通会議の中でしっかりと議論していただきたいということに対する回答をもう一回求めます。

【山上副委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 現在、公共交通会議の中で、寒川町の地域公共交通計画というのを、策定作業を進めているところでありまして、その中で、寒川町の中での公共交通の在り方、また、公共交通の方向性、また、その先の具体的な取組というようなところの話をこれから進めていくというような形で、今、策定作業を進めておりますので、そういったような中で、今委員からありましたご意見も踏まえまして、今後取組を進めていきたいと思っております。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

柳田委員。

【柳田委員】 7ページの空き家対策事業費のところ、説明の中で、案件がなかったという説明があったと思うんですけど、予算組んだ中で案件がなかったというところで、たしか空き家対策協議会って令和2年度ぐらいから始まっていて、目的としては、空家対策計画の策定だったと思うんです。3年に策定されて5年間なので、令和7年までに計画の5年間があって、その中で例えば法改正だとか社会状況の変化とかあった場合に、協議会をやるかなと思うんですけど、その案件がなかったというところで、案件がある何か基準とかそういったのはあるのでしょうか、お伺いします。

【山上副委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 それでは、昨年度の開催の実績がないといったところなんですけれども、実際、開催するに当たっての基準というか、実際、空き家の解体の話が出たときに、例えばそれに対する解体補助金みたいなものをつけるかつかないかというところでは、解体のための案件の計画をつくらなければいけないというのがあったりするんですけども、そういう案件が昨年度はなかったというところで、特段その開催するというところにならなかったというところでございます。

以上です。

【山上副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、都市建設部都市計画課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。それでは、再開を14時35分といたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、都市建設部倉見拠点づくり課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

飯田まちづくり担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 これより都市建設部倉見拠点づくり課及び都市整備課の令和4年度の決算審査をお願いいたします。

初めに倉見拠点づくり課につきまして、鈴木倉見拠点づくり課長より説明をし、質疑につきましては、出席職員にて対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【山上副委員長】 鈴木倉見拠点づくり課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 それでは、都市建設部倉見拠点づくり課所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明参考資料により説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

決算書は91ページから94ページの8款土木費、2項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。

市街地整備の推進事業費であります。東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区のまちづくりの実現に向けた取組を行うものでございます。8節の旅費については、職員の普通旅費でございます。執行残につきましては、国会議員への要望活動のほか、期成同盟会総会や幹事会などがウェブ開催、あ

るいは書面による開催となったことによるものです。12節の委託料につきましては、まちづくり事業調査委託料143万円で、ツインシティ倉見地区のまちづくりを検討するための業務にかかる費用となっております。概要としましては事業計画素案の修正、関係機関協議に伴う図面作成、ニュース発行支援等でございます。18節の負担金補助及び交付金につきましては、3件で121万8,220円でございます。内訳といたしましては、ツインシティ現地駐在事務所運営費負担金100万円、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会分担金18万円、東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会交付金3万8,220円となっております。執行残につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部事業を見合わせたことにより戻入されたものでございます。

タブレット資料は3ページをご覧ください。東海道新幹線新駅整備基金積立金でございます。寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、新駅の整備に要する資金を積み立てたもので、令和4年度は5,002万221円が積立額となりました。なお、令和4年度末の積立総額は7億2,040万5,166円となっております。

続いて、下表をご覧ください、東海道新幹線新駅整備基金積立金の歳入財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの東海道新幹線新駅整備基金利子2万221円で、本積立金へ充てております。

タブレット資料は4ページをご覧ください。都市基盤整備事業基金積立金でございます。寒川町都市基盤整備事業基金条例に基づき、都市基盤整備の事業に要する資金を積み立てたもので、令和4年度は、預金利子の231円が積立額となりました。令和4年度末の積立総額は768万5,986円となっております。

続いて、下表をご覧ください、都市基盤整備事業基金積立金の歳入財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの都市基盤整備事業基金利子231円で、本積立金へ充てております。なお、過日、議決いただきました基金の見直しに伴い、本基金は、まちづくり基金に編入されることとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

山田委員。

【山田委員】 ちょっと基金のことについてお伺いします。令和4年度末で7億2,000万強、ためたわけですけど、ここに関して条例でこれが決まって積み立てているわけなんですけど、これに関して、この積立金に関してこれらの町民の方に周知するのはどんなところで周知されているのか、お聞きします。

【山上副委員長】 鈴木倉見拠点づくり課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 積立金につきましては、この今公開されています決算特別委員会でも周知しております。あるいは問合せがあった場合には、そこについてはお答えはさせていただく形になるかと思っております。

以上です。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、都市建設部倉見拠点づくり課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、都市建設部都市整備課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

飯田まちづくり担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 それでは、都市建設部最後になります。都市整備課の決算審査をお願いいたします。こちらは、令和5年4月に組織の変更がございました。その内容も含め、飯尾都市整備課長より説明をし、質疑につきましては、出席職員にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 それでは、都市建設部都市整備課所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考資料）により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、都市整備課ですけれども、令和5年4月の組織の見直しにより、令和4年度の田端拠点づくり課と、寒川駅周辺整備事務所を引き継いでおりますので、2課の内容をご報告させていただきます。

それではまず、田端拠点づくり課分の説明をさせていただきます。決算書は91、92ページの8款土木費、2項都市計画費、1目都市計画総務費のうち、92ページ備考欄の下から5行目の005-02、田端西地区まちづくり事業費でございます。

タブレット資料は2ページをご覧ください。田端西地区まちづくり事業費ですが、これは新たな産業集積拠点を整備するため、田端西地区土地区画整理組合に対して、土地区画整理事業を支援するためのものがございます。1節の報酬、3節の職員手当等、4節の共済費については、会計年度任用職員1名の雇用のための費用です。8節の旅費については、会計年度任用職員1名の通勤手当と関係機関などの調整に係る職員の普通旅費、10節の需用費は図書の購入費でございます。14節の工事請負費は、町道田端35号線の交差点改良によるもので、不用額は、入札による執行残でございます。16節の公有財産購入費は、町道田端35号線交差点改良工事の用地取得によるもので、不用額は、予算額と不動産鑑定評価額を除いた額、つまり、取得した用地の価格等の差異が生じたことから執行残が生じてございます。

また、順番ちょっと前後するんですけども、21節の補償、補填及び賠償金は、同じく町道田端35号線の交差点改良工事の用地取得に伴う物件補償によるものです。18節の負担金補助及び交付金については、土地区画整理組合が行う公共施設などの整備に関する工事費や調査設計費などの助成金の交付を行うものです。具体的には道路工事や測量業務や換地に関する調査設計業務、補償費などに対する助成になります。なお、不用額は繰越してございますが、その理由としては、組合の資金計画の年度割を見直したことによるものです。

続きまして、下の表をご覧ください。田端西地区まちづくり事業費の特定財源でございますけれども、歳入番号①、決算書は47、48ページの田端西地区まちづくり事業債については、町道田端35号線の交差

点改良工事並びに土地区画整理組合の助成に充てております。

なお、この助成金の交付により田端西地区の住宅街区の周りを囲む道路やその他の道路の工事、具体的には路盤とか路床の工事、あと自由勾配側溝などの工事が進み、道路が整備されてございます。

以上が、田端拠点づくり課の決算の内容説明となります。

引き続き、寒川駅周辺整備事務所分の説明をさせていただきます。決算書は、93、94ページの8款土木費、2項都市計画費、3目駅周辺整備費でございます。

タブレット資料は3ページをご覧ください。職員給与費は職員2名分の人件費でございます。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。寒川駅南口整備事業費は、寒川駅南口の整備に関する事業費でございます。工事請負費は、自動車転回場の整備工事の費用で、前年度からの繰越し工事でございます。前年度から、入札による執行残を含めて繰越しをしたことにより不用額が生じてございます。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。寒川駅周辺整備事務所事務経費ですけれども、北口地区の土地区画整理事業区域内にある町有地の売却に関する経費でございます。役務費は売却価格を決定するための不動産鑑定士への報酬手数料でございます。

続きまして、決算書は29、30ページ、タブレット資料は6ページをご覧ください。13款使用料及び賃借料、1項使用料、4目土木使用料、4節土地区画整理使用料の行政財産使用料2,890円は、寒川駅北口地区にある事業用地の電柱占用に伴う使用料でございます。

続きまして、決算書は41、42ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、3目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の土地賃貸料の483円は、北口地区の普通財産の土地の電柱賃借料でございます。

続きまして、決算書は43、44ページ、同款財産収入、2の財産売却収入、2目の不動産売却収入、1節不動産売却収入の土地売却収入の2,297万6,600円でございますが、寒川駅北口地区の町有地売却によるものでございます。

続きまして、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の1節前年度繰越金の繰越明許繰越額繰越金の5,101万7,205円は、田端西地区まちづくり事業費の負担金補助及び交付金に充てております。また、下段の832万9,000円は、寒川駅南口の整備事業費の工事請負費に充てております。

続きまして、決算書は47、48ページ、20款諸収入、4項雑入、1目雑入、5節土木費雑入の寒川駅土地区画整理事業清算金76万3,337円は、権利者から施工者である町に支払っていただいた徴収の清算金でございます。この徴収清算金なんですけれども、金額に応じて最長5年の分割納付が申出により、可能で、当初7名の方が申し出されました。

そのうち4名が令和3年度以前に完済されており、その他の3名が令和4年度分として納めていただいた納付額となります。

以上が寒川駅周辺整備事務所の決算の説明となります。これで令和4年度の都市整備課が所管いたします決算内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

山田委員。

【山田委員】 それでは1点お伺いします。2ページの田端のまちづくりなんですけど、これは総工費がたしか54億ぐらいだったと思うんですけど、総工費に対してこの4年度の段階で、どの程度支出をしているのか、それについてお聞きします。

【山上副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 田端西地区の土地区画整理事業の総事業費なんですけども、総事業費が62億1,800万です。そのうちの半額の31億900万を町で助成していくということになります。現在まで今この4年度のこの決算額もちよっと含めさせていただくと21億3,858万円の助成となり、助成率としては68.8%になってございます。

以上です。

【山上副委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。62億と、たしかでも一番最初の見積りのときよりはかなり工事費が増えているということよろしいですか。

【山上副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 田端西地区の土地区画整理事業の事業着手、事業を始めたときは、たしか59億9,800万円で、その半額を助成するという形になっています。その後、事業計画を2回変更いたしまして、今現在のところ62億1,800万円となっております。

以上です。

【山上副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 田端のことを聞いてもよろしいですか。いろいろと当初聞いてた金額と大分、僕の感覚で違っているなと思っていて、議員になった頃ぐらいに聞いたのに、間違ってたら申し訳ないけど、25億ぐらいだというふうに聞いてて、なるほどなど、実際事業が始まったときは多分59億で、今、62億まで増えたという認識でいいのかというのがまず一つ。

それから、さっきもその別の部署のところで企業誘致の話聞いたんですけど、当然事業をやっている企業さんがありますから、そこがそれなりに責任を持ってやるとは聞いているんですけども、例えばその土地が言い方変な、持て余すという言い方は変ですけど、いや、どうしてもこういう企業が来たいと言っているんだけれども、田端にまだ決まってないのであるならば、そこにその企業を入れ込むというか、誘致することは可能ですかというような交渉というのは可能なんですか。

【山上副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 まず1点目の事業費の件なんですけども、今、横手委員、25億という話があったんですけども、恐らくそのときにまだ区画整理事業が着手の前、おおむね50億が総額でそのうちの半分の25億を町が負担するというので、総事業費としては、その頃は多分50億という話が飛び交った中での助成率、半分の25億というのが認識されてたのかなと思います。実際、先ほどちよっとお話ししたんですけども、事業着手、事業計画の決定という形で事業最初始まったときは59億9,800万。これをもってその半額を助成するという形でスタートしまして、その後、1回、2回事業計画を変更して今、62億1,800万になっているということで、令和3年の10月に第2回の事業計画変更して、それ以外は事

業費は変わってないという形で今に至っているという形になります。

2点目の企業誘致の件なんですけれども、確かに田端西地区の土地区画整理事業は、もともと土地が皆さん持っていて、要は民間の土地を再配置して、今一部はたしか保留地というのはあるんですけども、民間の土地を再配置して、どうしても換地をしていく中で、土地利用としては企業誘致の関係もあるんですけども、土地の所有者がどういうふうに土地利用を活用していくかというのが一番の肝になってくると思います。

ただ、その中で地権者の中には、どういうふうにこれから活用していこうとかとといった中で、例えばどういう企業が来るのか、そういうのがあれば、その辺は今回業務代行者入っていますので、その中で、そちらのほうで例えば問合せをして、例えばマッチングできないかとか、そういう形の情報はやり取りはしているという形になります。

以上です。

【山上副委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました、そうですね。たしか最初そういうふうに言っていましたよね。よかったです、よかったですというか、それに比べるとやっぱり何かうん？ と思うところは正直ありますので、それは事業がどういうふうにするか、フィニッシュしていくかというのはちょっと見守りたいんですけども、ただ、寒川駅の北口でしたっけ、当初の金額に比べると何かとてつもなくお金かけた割には何じゃこりゃという結果を生んでたりするので、そんなことのないようにぜひしていただきたいなということを改めて言っておきたいなというふうに思います。

それから企業誘致の件、今おっしゃいましたので、そうおっしゃったのでということは企業誘致、企業が入ることはもちろん、その土地をお持ちの方たちの考え方によるでしょうね。そのまま売っ払っちゃうのもあるし、定期借地権の考え方もあるでしょうし、いろんな考え方あるでしょうけども、その可能性はなきにしもあらずだし、情報交換の仕方、情報交換は行っている、行っているということでもう一回確認したいんですが、よろしいでしょうか。

【山上副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 度々というか時々、寒川町の私どものほうにも時々企業さんが、田端西地区の関係で例えばちょっと興味があるだとかいうお話がある場合には、必ず組合のほうに伝えて、例えば組合のほうが一番地権者の方の意向、例えば貸したいのか売りたいのか、あと共同で使いたいのか、いろいろ情報を持っていますので、そちらのほうに伝えまして、よろしければそれが進んでいくでしょうし、そうでない場合はちょっとうまくいかない場合もあるでしょうけども、情報は何しろ組合のほうにお伝えして、それがうまくいくようにはしたいという動きはしております。

以上です。

【山上副委員長】 横手委員。

【横手委員】 ということは、しっかりと情報交換、情報共有をしているので、そういういわゆる取り逃しというのは少なくなってくる。いわゆる、来たいという企業さんがもちろん合わない場合はあるのでそれは仕方ないと思うんですけども、その人たちが何にもしないでごめんなさい、何もないんですよというようなことはないように今後していけるというふうに考えてよろしいですか。

【山上副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 先ほどもちょっと申しましたように、我々のほうとしては、問合せありましたら必ず組合のほうにお伝えしながら、組合のほうでどういうふうにされているかというのはちょっと、そこまでフォローはしてない部分はあるんですけども、その部分はちょっとこれから念入りにやっていきたいとは考えております。

以上です。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上で都市建設部都市整備課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、会計課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

徳江会計管理者(兼)会計課長。

【徳江会計管理者(兼)会計課長】 それでは、皆様、こんにちは。これより会計課が所管いたします令和4年度の決算につきまして、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書は55、56ページの上から2段目の2款総務費、1項総務管理費、5目会計管理費でございます。タブレット資料は100番の会計課をご覧くださいと思います。会計課の2ページをお願いしたいと思います。

こちらは会計課における事務的経費でございます。8節の旅費につきましては、職員の普通旅費で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、予定されておりました会議が書面会議等になったことにより全額執行残となっております。

10節需用費の印刷製本費につきましては、各課で使用する封筒の印刷費で、不用額につきましては、契約に伴う執行残でございます。

11節役務費につきましては、DVDによるデータでの報告に係る郵送料と口座振替データ伝送に係る当初契約手数料並びにデータ伝送回線月額手数料でございます。なお、不用額につきましては、契約の執行残でございます。

12節委託料につきましては、税や保険料などの口座振替データ伝送化のための運用業務委託料で、不用額につきましては、契約に伴う執行残となっております。

続きまして、18節負担金補助及び交付金は、公金の収納及び支払事務取扱経費の負担金で、役場、派出所窓口に従事する職員経費につきまして、指定金融機関であるさがみ農業協同組合に対して負担するものでございます。

下表をご覧くださいまして、この事業に対する特定財源でございますが、歳入番号1、決算書45、46ページ、4項雑入、2節総務費雑入の下水道事業事務費負担金341万7,000円、こちらは既に財政課のと

ころでご説明をさせていただいておりますが、このうちの1万3,000円を印刷製本費に充当してございます。

次に、歳入の一般財源でございます。決算書は41ページから44ページの上段になります。タブレット資料は3ページ目になります。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入でございます。こちらは決算書の売払いでございまして、2冊分の経費となっております。

続いて、決算書の43ページから46ページ、特に46ページ上段になります。20款諸収入、2項1目の町預金利子でございます。会計管理者が保管している町のお金を定期預金にすることによって得られる利子で、3,624円を歳入としてございます。

以上が、会計課の歳入歳出決算の状況となります。

続きまして、決算書の160ページをお開きください。こちらの160ページから164ページに記載されております物品の状況についてご説明をさせていただきます。この表は、令和4年度末において、町が所有する50万円以上の物品をお示ししてございまして、4年度中に増減がありました品目について、ご説明をさせていただきます。

まず、160ページにつきましては表左側の分類で、一番下の中具類に2つの増がございます。ちゅう具類の品目で一番下の段にございます微酸性電解水生成装置につきましては、令和5年3月に給食施設給食課で新規に購入をして、小谷小学校に管理替えしたものでございます。こちらにつきましては、新たに給食センターが開所いたしまして、こちらのときには、稼働する際には移設されるものとなっております。

続きまして、161ページをお願いいたします。分類で、1番目の冷暖房機器類でございます。こちらは32台の増がございます。品目はルームエアコンで、酷暑対策としまして、町内8小・中学校の体育館へ各4台ずつ設置されたものでございます。

続きまして、2番目の事務用機器類でございます。こちらは1つの増と4つの減がございます。品目の1行目と3行目、紙折り機と丁合機につきましては、印刷物の仕上げ時において使用するものでございますけれども、こちらは老朽化により廃棄したものでございます。

続いて4行目、電子計算機器の増につきましては、選挙管理委員会で昨年6月に購入したものでございまして、減につきましては、デジタル推進課で保有していたもので、こちらについては老朽化により廃棄したものでございます。

続いて5行目、複合認証機につきましては、諸証明交付時に使用するものでございますが、こちらにつきましても、老朽化により廃棄してございます。

1つ飛びまして、次の分類、写真光学機器類につきましては、1つの増がございます。品目の3行目、ビデオプロジェクターにつきましては、令和5年2月に購入したものでございまして、総合体育館多目的室で使用していたものが、老朽化により使用不可となりましたので、プロジェクターやスクリーン、音響機器類等を移動して使用できるものを新たに購入したものでございます。

続きまして、次の分類で、医療用機器類でございます。こちらは合わせて11の減がございます。上から2行目以降の品目の除細動器、人工呼吸器、心電計及び心電図電送装置、並びに気道確保資機材セッ

トにつきましては、令和4年4月1日からの消防広域化に伴い、茅ヶ崎市へ無償譲渡されたことにより減となっております。

続きまして、1つ飛ばしまして農工具類になります。こちらにつきましては、1つの増がございます。品目では、162ページの最初の行になってございますが、芝刈機でございまして、こちらは川とのふれあい公園サッカー場の芝生管理用として、昨年7月に新たに購入したものでございます。

次の分類の諸機械類でございます。こちらは31の増と42の減がございます。品目の上から2行目、自動券売機につきましては、1つの増と2つの減がございます。寒川町営プールがリニューアルオープンした際に、新たに購入したもので1つの増、旧の同プールで使用していたものが老朽化によりまして、売却したものがございまして、これが2つの減となっております。

続いて、上から9行目への無線機につきましては、28台の増と、39台の減がございます。こちらはアナログ方式からデジタル方式の変更に伴いまして、機器更新を行いまして、学校及び地域集会場等への設置分と統制用の制御装置といたしまして、1台を町民安全課に新たに購入をいたしました。減といたしましては同様の理由により、増した分と合わせまして、以前から使用していた車載用機器、こちらも併せて廃棄したものでございます。

続いて、無線機の3行下になります。救助機械でございしますが、訓練等で使用する高度救急用シミュレータ、いわゆる訓練体系用の人体モデルでございしますが、こちらは消防広域化に伴い、茅ヶ崎市へ無償譲渡されたことにより減となっております。

続いて同分類の最後の行になります。プール清掃ロボでございしますが、こちらも寒川町営プールリニューアルに伴い、新たに2台購入されたもので、いわゆる自走式でプールの清掃を行うものでございます。なお、こちらにつきましては、令和3年度に購入されたものでございまして、重要物品としての登録が漏れてございました。誠に申し訳ございません。

次の分類の車両類につきましては、7台の増と14台の減がございます。品目2行目の小型貨物自動車につきましては、増といたしましては、共用自動車用として1台、財産管理課のほうで新たに購入いたしまして、減といたしましては、寒川町美化センターにおいて、し尿処理後のし渣搬出用のダンプを使用しておりましたが、こちらが老朽化によりまして売却したものでございます。

続きまして、163ページをお願いいたします。最初の行の特殊用途自動車につきましては、増としては、令和5年の3月に第2消防分団の車両更新を行ったものでございまして、減といたしましては、同じく第2消防分団の入替えの廃棄分と、消防広域化によりまして、茅ヶ崎市へ無償譲渡された9台となっております。

続きまして、品目の上から3行目の軽自動車でございまして、増としては、共用自動車として2台、財産管理課で新たに購入をいたしまして、さらに道路課で昨年の10月に、都市計画課で昨年の11月に、町民安全課としては、町内パトロール用の青パトを令和5年の2月に購入をしてございます。

一方、減といたしましては、増分の各課入替えの廃棄分と合わせまして、学校から管理替えされた車両が老朽化したため、こちらについては、合わせて1台売却をしてございます。

続いて、分類の対器具類につきましては、1つの増と1つの減がございます。品目の最初の行のバスケットボードでございます。増としては、総合体育館で開館以来、使用してきた移動式バスケットボー

ド一式が老朽化により修理不能となったため、新たに購入したためでございます、減といたしましては、修理不能分一式を廃棄したものでございます。

続いて雑器具類になりますが、こちらは4つの減がございました。品目の3行目の救急具と救命具と、少し飛びまして、最後から2行目と最後の行の除染シャワー、救護所テントにつきましては、消防広域化に伴い、茅ヶ崎市へ無償譲渡されたため減となっております、上から9行目の幕につきましては、旭小学校体育館に設置されておりました暗幕が、老朽化が著しいことにより、廃棄してございます。

164ページをお願いいたします。合計でございますが、令和4年度末463件に対して76件の増、そして、76件の減によりまして、令和4年度末は463件の重要物品を保有している状況でございます。

以上で説明を終わります。審査のほどよろしく願い申し上げます。

【山上副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。よろしいですか。

横手委員。

【横手委員】 細かい話で申し訳ないんですけど、何かピアノだけ異様に十何台とか持っているじゃないですか。それって、どこに置いてあるんですしたっけ。

【山上副委員長】 徳江会計管理者兼会計課長。

【徳江会計管理者（兼）会計課長】 ピアノの場所といたしましては、まずは各学校等の音楽室、それからあと体育館、あと、町民センターもありますね。大変申し訳ございません、ちょっと確認させて、もしあれでしたら、後ほどご報告させていただきます。

【山上副委員長】 横手委員。

【横手委員】 何が聞きたいかという、今学校に置いてあるやつだと、16は確認できたんですけど、サクスが1となっているのは、これはサクス1、ブラバンにもしも貸しているのが公有財産だという考え方、だってあれは買ってないでしょう、ほとんど、サクスって各校、恐らく中学でやって、3つあってもおかしくないのかなってちょっと思ったんで、そういう楽器の扱ってどうなっているのか。いわゆる各学校のブラバンの楽器って、そうそう買うものもあるけど、買わせるところもあるけど、何かありますよね、全部が全部買うんじゃないで、それについては、ある楽器については学校のものというふうになっているものがあると思う。そうするとサクス1ってどういうことなのかなというのがちょっと分からなくて。

【山上副委員長】 徳江会計管理者兼会計課長。

【徳江会計管理者（兼）会計課長】 大変申し訳ございません。ちょっと細かく把握しているわけではないので、ちょっとお答えするのがなかなか難しいものがございます。ただ今、委員おっしゃっていただいたように、各学校に1台とかという形であるわけではなくて、過去に予算がついて購入されたケースがございます。また、これはたしか私の記憶の範囲ですけれども、過去、以前にベルマーク運動というのをやって、そのベルマークの関係で換金をして楽器をそろえたというようなお話があったということは、以前の大変申し訳ないですが、記憶でございますが、そういうものがございます。

なので、大変申しありませんが、あとはもしかすると50万円というのが今重要物品でございますので、50万円以下のものと、この台帳上には記載されていないというケースがございます。

【山上副委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、会計課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

伊藤書記長兼総務課長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長（兼）総務課長】 それでは、選挙管理委員会事務局所管の令和4年度決算のご審査をお願いいたします。

説明につきましては、私、伊藤が行い、質疑につきましては、出席しております職員のほうで対応させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、失礼して着座にて説明をさせていただきます。

説明につきましては、決算書及びタブレット資料の110、選挙管理委員会事務局決算特別委員会説明資料により行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

決算書のほうは、65から68ページの2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。

初めに職員給与費ですが、こちらは事務局職員2名分の給料、職員手当等及び共済費となっております。

下の表をご覧ください。職員給与費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41、42ページの在外選挙特別経費委託金は、在外選挙人名簿の登録等の経費に対する県費の委託金で、7,846円のうち1,096円を職員手当等に充当しております。したがって、特定財源の充当額を差し引いた2,024万1,302円が、職員給与費の一般財源となります。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。事務局経費でございます。こちらは選挙管理委員会の運営や事務局にかかる経費でございます。報酬は、選挙管理委員4名の報酬、報償費は、町選挙管理委員会表彰に係る記念品代です。旅費は、職員の会議等への出席に伴う交通費、交際費は、委員長の慶弔費ですが、どちらも執行はございませんでした。不用額については、備考欄に記載のとおりです。

需用費の消耗品費は、選挙関係の法令集等の追録代や参考資料の購入費などで、不用額については、予定していた政治活動用看板類証票の購入を在庫対応により見送ったことなどによる執行残です。役務費は、在外選挙人事務等の郵送料、負担金補助及び交付金は、湘南地区の4町で組織する湘南地区選挙管理委員会連合会の負担金です。

続いて下の表をご覧ください。事務局経費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41、42ペ

ージの在外選挙特別経費委託金は、先ほども申し上げた在外選挙人名簿の登録等の経費に対する県費の委託金で、こちらは7,846円のうち6,750円を職員手当等に充当しております。したがいまして、特定財源の充当額を差し引いた112万6,412円が、本経費の一般財源となります。

続きまして、決算書は67、68ページの2目選挙啓発費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。選挙常時啓発事業費でございますが、選挙啓発や、明るい選挙の推進活動を行う団体を支援するための経費です。旅費は、職員の明るい選挙推進大会や会議等への参加旅費でございますが、備考欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、県の明るい選挙推進大会の中止や、神奈川県三浦・湘南地区明るい選挙推進協議会連合会の各会議等が書面会議となったことから執行はございませんでした。負担金補助及び交付金は、寒川町明るい選挙推進協議会の補助金です。なお、本経費の財源は全て一般財源となっております。

続いて、3目参議院議員選挙費でございます。タブレット資料は5ページ目をご覧ください。参議院議員通常選挙経費でございますが、こちらは任期満了に伴い、令和4年7月10日に執行された参議院議員普通通常選挙に係る経費です。今回の選挙は、新型コロナウイルスの感染の不安も残る中での執行となりましたが、町民の皆様には、感染対策をとりながら投票所に足を運んでいただき、48.66%の投票率は前回を上回る結果となったところです。

経費につきましては、まず、報酬でございますが、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人及び会計年度任用職員1名分の報酬です。

職員手当等は、書記の選挙執行事務、事務従事者の期日前投票、投開票事務等における時間外勤務手当、会計年度任用職員の期末勤勉手当等でございます。

共济費は、会計年度任用職員の社会保険料負担金です。

報償費は、ポスター掲示場設置場所の謝礼、旅費は、選挙事務に関する職員の出張旅費及び会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。

需用費の消耗品費は、選挙事務用物品及び参考図書購入、食料費は、投票立会人及び期日前投票立会人の弁当代、印刷製本費は、投票所入場整理券の印刷代です。役務費は、投票所入場整理券や、不在者投票等の郵送料と、18、19歳の投票立会人募集用のはがき購入費、投票用紙自動交付機や計数機、読み取り分類機の点検手数料です。

委託料は、ポスター掲示場製作設置及び撤去委託料、選挙公報全戸配布委託料、投票事務、期日前投票事務従事者の人材派遣委託料及び期日前投票システムや当日の投票システムの運用サポート業務委託料、使用料及び賃借料は、投票所の会場及びスポットクーラーの借上料、投票箱を投票所から開票所まで送致するためのタクシー借上料、投票システムのホストコンピューターや周辺機器の借上料でございます。備品購入費は、期日前投票システム用サーバーの購入経費です。

続きまして、下段の表をご覧ください。参議院議員通常選挙経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの中ほど、参議院議員通常選挙執行経費委託金は、参議院議員通常選挙の経費に対する県費の委託金で、資料上段に記載のとおり、全ての節に記載の額を充当しており、本経費は総額で1,929万816円としておりますが、一般財源の持ち出しはございません。

最後に4目県議会議員知事選挙費でございます。タブレット資料は6ページをご覧ください。県議会

議員知事選挙経費でございますが、こちらは、令和5年4月9日に執行されました神奈川県議会議員及び神奈川県知事選挙に係る令和5年3月31日までの経費となっております。

報酬につきましては、期日前投票管理者及び期日前投票立会人及び会計年度任用職員1名分の報酬です。職員手当等は、3月末までの書記の選挙執行事務や、期日前投票事務に係る時間外勤務手当です。旅費は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。需用費の消耗品費は、選挙事務用物品及び参考図書の購入、食料費は、期日前投票立会人への弁当代、印刷製本費は、投票所入場整理券の印刷代です。

役務費は、投票所入場整理券等や不在者投票などの郵送料、18歳、19歳の投票立会人募集用のはがき購入費、投票用紙自動交付機や計数機、読み取り分類機の点検手数料、投票所用養生マットの洗浄料です。委託料は、ポスター掲示場製作設置委託料、期日前投票事務従事者の人材派遣委託料及び期日前投票システムの運用サポート業務委託料でございます。使用料及び賃借料は、投票システムのホストコンピュータや周辺機器の借上料を見込んでいましたが、令和4年度の執行はございませんでした。

下段の表をご覧ください。県議会議員知事選挙経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの県議会議員知事選挙執行経費委託金は、県議会議員知事選挙執行経費に対する県費の委託金で、資料上段に記載のとおり、全ての節に記載の額を充当しております。

本経費は、675万4,197円で、特定財源の充当額が657万1,596円であることから、令和4年度においては、一般財源の対応が2,601円でございます。こちらにつきましては、令和5年度の県議会議員知事選挙執行経費委託金において精算をされることとなります。

以上で、選挙管理委員会事務局所管の令和4年度決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、選挙啓発のところではちょっとお聞きしますけど、今回参議院選挙で48.66%で、少し投票率も増えたと思うんですけど、啓発の関係でいろんな宣伝物とか、いろいろお配りしているのは分かっているんですけど、この県内の自治体なんかでも投票所の関係で、要はいろいろな投票所とかそういうものをやっているところも増えてきています。そういうことに関して、県内の選挙管理委員会の中で、情報の共有とかそういう情報の収集というものはやっているのかどうか、お聞きします。

【山上副委員長】 伊藤書記長兼総務課長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長（兼）総務課長】 ご質問の部分で言いますと、移動投票所の関係というお話だったかと思うんですけども、令和4年度においては、実際に会議等が湘南地区の4町ですとか、県の部分で会議とかが対面で開かれていない状況で、具体的に移動投票所に関する情報収集というのは具体的な部分では行われていないというのが現状でございます。

以上です。

【山上副委員長】 山田委員。

【山田委員】 また、会議等がなかったので情報、その中ではなかったということですけど、たしか

前に、選挙管理委員会の前に選挙関係の雑誌とか何か置いてあったりして、あったと思うんですけど、いろんなところで情報収集などの会議だけじゃなくて、いろんなネットでも調べられるわけだし、ぜひそういったものの情報収集をしっかりとやっていただいて、特に高齢者の方がやっぱり投票所まで行くのは大変だというご意見をたくさんいただいています。そういうところでやっぱり投票の在り方もいろいろ考えていかなきゃいけないと思いますので、ぜひそれでまた研究というか、お願いしたいと思います。

【山上副委員長】 伊藤書記長兼総務課長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長（兼）総務課長】 ご意見ありがとうございます。一般質問等の中でも移動投票所ではないけれども、期日前投票所を増やすことはできないのかといった質問等も過去あったのかと思います。そういうところの部分もご回答の中では様々いろいろシステマ的な部分での条件がなかなか整いにくいとか、難しさという部分のご回答はさせていただいていると思うんですけども、今のご意見も踏まえまして情報収集を努めながら、可能性といったものはちょっと考えていきたいというふうに思います。

以上です。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 山田委員とちょっと関連する質問なんですけども、投票率が低いのはもう全国的に今そういう状況ですけど、その中でも、とびっきりここは低くなってきて、あと10年したらちょっと笑い話じゃなくて、投票率は僕は15%ぐらいになっちゃうような気がしてならないんですよ、冗談抜きにして思っていることで、それで今山田委員からもあったけど、高齢者の方からよく聞く声として、特に大曲の方、4丁目、3丁目の方が遠くて行けないというのと、それから、岡田の6丁目、5丁目あたりの方がやっぱり遠くて行けないという。これ、相当いろんなところから声が出ていたはずなのに、今までずっとほったらかしにしていると思うんですよ。これは誰かがストップかけているんですかね、とか思えないんですよ。そういう力が働いているんじゃないかというふうに思ってしまうわけですよ。だって、投票しやすいようにするのは一つの行政サービスのこととして当たり前のことじゃないですか。それをやらないようにしているのは何か圧力でもかかっているんですかと思っちゃうんですけど、そんなことはないですよ。

【山上副委員長】 伊藤書記長兼総務課長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長（兼）総務課長】 ご質問の件でございますが、もちろんそのような圧力がかかっているということはございません。ただ、投票所を増やすという部分については、過去のやはり一般質問等でご質問があったこともあろうかと思いますが、やはり投票区の中で一つの目安として6,000人を超えていく場合は2つに分けるといったような一つのベースといったものは持っているかと思うんですけども、なかなかそこに今現状達していない部分では投票所を2つ増やしていくというところにたどり着いていないというのが、今までの経過だったのかなというふうに認識しております。

以上です。

【山上副委員長】 横手委員。

【横手委員】 投票率が低くなってきて、そうするとその責任って実は政治に関わる、この町の政治

に関わる全ての人の責任だと思って、僕の責任でもあります。大変申し訳ありませんというのがまず一つなんですけど、この間、ある県で何か児童、子どもに関する条例をつくって大ひんしゅくがあって結局取り下げたというのがあったけども、これ、ある人が言っていたんですけど、日経新聞に書いてあったのかな。

要するに、分かりやすく言うと投票に行かないとこういうことになっちゃうよということの最たる例じゃないかと。そうすると、結局、暴走が始まって、政治家の、我々本当に思っているんですけど、政治家の暴走が始まって、何か好き勝手なことをやり始めて、後から文句言われても困るよ、だからそういうことを言われなかったために、インフラとしてある程度、6,000人という目安も分かるけど、より細かい一つのサービスとして、投票しやすい環境を徹底的につくった上でどうしても来なかったんだったら、あなたたちがいけないんだと言えらると思うんですけど、今のままだと絶対的に言えないと思うんですけど、それはどう思いますか。

【山上副委員長】 伊藤書記長兼総務課長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長（兼）総務課長】 確かに委員のおっしゃられるとおり、そのケアというのは十分であるかと問われると、当然、不足している部分もあるのかなというふうには感じる部分でございます。残念ながら今、私、この場でそれに対する対応を、今何をすぐできるということをやちょっとお答えができなくて大変申し訳ないところはあるんですけども、その課題感というのは、私どもも十分捉えていかなければいけないと、ちょっとお答えになってないんですけども、痛感しています。

【山上副委員長】 横手委員。

【横手委員】 よく政治家がこれが国民の声だ、市民の声だ、町民の声だと言うけど、それはうそになっちゃうもんね、多分。だから、ちゃんとインフラは、ある程度、形を整えたほうがいいと思うんですよ。それをはっきり言っておきます。6,000人とかじゃなくて本当に細かくやるべきだし、期日前だって1か所じゃなくて、もっと北と南にもつくるべきだと思いますし、それこそスーパーとかやっているんだからそういうところを使うとか、いろんなことを考えてそれでトップがノーと言うんだたらどういうこっちゃというふうな話になると思うんですけど、それ提案もしないで何にも動かないで、投票率低いですねって、ずっとしようがないよねって、言う言葉が民意が低い、これ一番悲しい言葉ですよ、正直言って。全然そんなことないですから、ここの人たちって。結構、民意高いですよ、しっかりしている。だけど、そういう環境すら整えてない結果がこうなっているというわけだから、僕としては、これはちゃんと真剣に話をして、ちゃんと投票のインフラを整えましたよということを堂々と行ってほしいんですよ。それで来なかったらもう、ああ、そういうことだもんねというふうになるから。分かりますか、ぜひそこは今ご担当だったら、ご担当としていろんなところの声を聞いてぜひやっていただきたいんですけど、いかがですか。

【山上副委員長】 伊藤書記長兼総務課長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長（兼）総務課長】 今、現段階のお答えとしては、やりますとは、まだ情報も十分でない中で言い切ることはできませんが、何ができるのか、どういうことができるのかということについてはしっかり意見を踏まえて調べ、そして、可能な部分で実行に移せるものは実行に

移していきたいというふうに、前向きに捉えていきたいと思います。

【山上副委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければここで質疑を打ち切ります。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、監査委員事務局の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 皆様、こんにちは。それでは、本日最後となります監査委員事務局の所管の令和4年度決算につきまして、説明は、私、磯崎が、質疑につきましては、久保田主事と2人で対応いたしますので、よろしく願いいたします。着座にて失礼します。説明に当たりましては、決算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしく願いします。

決算書は69、70ページ、2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費でございます。タブレット資料は120、監査委員事務局の2ページをご覧ください。職員給与費については、職員2名分の給料、職員手当等、共済費でございます。財源については、一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。監査委員事務運営経費であります。監査委員が行う検査、監査、決算審査等の実施に伴う事務運営経費でございます。令和4年度は、定期監査を19回、随時監査として補助金監査と工事監査を各1回、財政援助団体等の監査を4団体、例月出納検査、そして決算審査、健全化判断比率等審査を行いました。報酬については、識見を有する監査委員と議会選出監査委員の報酬でございます。旅費については、監査委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。交際費については、実績はございませんでした。需用費の消耗品については、加除式図書追録代等、食料費については、釧路町村等監査委員協議会より、視察の依頼を受けたため、その際のお茶代等でございます。委託料については、工事監査を専門技術士へ委託した委託料でございます。負担金補助及び交付金については、神奈川県町村等監査委員協議会及び湘南地区監査委員連合会への負担金でございます。財源については、一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、監査委員事務局の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの都市整備課の横手委員と山田委員からの質問で、需用費の部分で、説明した額が間違っていたということで訂正をしたいと申入れがございました。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山上副委員長】 分かりました。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

飯田まちづくり担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 貴重なお時間をいただき、大変申し訳ございません。

先ほどの答弁において、総事業費額に誤りがございました。ですので、訂正をさせていただきたいと思えます。

詳細につきましては、飯尾都市整備課長より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【山上副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 大変申し訳ございません。先ほどの答弁の中で一部ちょっと総事業費についての回答が誤っていたということで、訂正させていただきます。田端西地区の総事業費は、現在のところ62億1,800万円で、町の助成が半分の31億900万円となっております。これは変わりございません。

それで先ほどちょっと質問の中で、当初どうだったのという形の金額を回答したところ、先ほどは59億9,800万円と回答いたしました。こうではなくて、当初の事業費は56億9,300万円、そのときの半分ということで28億4,650万円が町の助成と。これが令和元年9月13日に、この事業費で組合の区画整理事業がスタートしまして、第1回の変更、これが令和3年3月9日にあったんですけども、このときに59億9,800万円、29億9,990万円が町の助成という形になりまして、それで令和3年10月に現在の62億1,800万円になったという形に訂正させていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

【山上副委員長】 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 それでは、以上で報告のほうを終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 それでは、会議を再開いたします。

それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、これで本日の決算特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時50分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年11月28日

委員長 関口 光男